

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	108 件
国民年金関係	27 件
厚生年金関係	81 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	28 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から41年3月まで  
② 昭和51年1月から同年3月まで

申立期間①については、会社を退職し、実家の農業を手伝っていた昭和39年9月ころ、A町（現在のB市）役場から通知が来て、父親と一緒に町役場へ出向き加入手続を行い、国民年金保険料も町役場で納付していた。

申立期間②については、C市で青果店を営んでいた時期であり、国民年金保険料は未納なく納付しているはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を未納なく納付していたはずとしているところ、会社を退職して厚生年金保険から国民年金への資格切替えがなされた昭和43年8月以降、申立期間②を除き、その前後の期間を含め保険料をすべて納付しており、3か月と短期間の申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間②後の期間について未納は無く、平成11年2月から60歳に到達する14年\*月まで国民年金基金にも加入するなど納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、会社退職後の昭和39年9月ころ、A

町役場で国民年金への加入手続きを行い、それ以後、国民年金保険料の納付を行ったとしているが、申立人がA町で国民年金への加入手続きを行った形跡は見当たらず、申立人の国民年金への加入手続きは、C市へ転居した後の43年9月ころに行われたと推認され、その時点では、申立期間①の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間①当時の申立人の国民年金への加入及び保険料の納付状況が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から同年11月まで  
会社退職直後の昭和44年7月にA町役場（現在B市）で国民年金への再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を町役場の集金人に納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職直後の昭和44年7月にA町役場で国民年金への再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を町役場の集金人に納付したとしているところ、申立期間当時は町役場職員による集金制度があったことが確認でき、その主張に不自然さはみられない。

また、申立期間は5か月と短期間であり、申立期間後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続をおおむね適切に行っており、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、厚生年金保険期間の狭間の1か月を除き、保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間当時、申立人は水産関係の会社に勤務しており、申立期間の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間及び45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年3月まで  
② 昭和44年1月から同年3月まで  
③ 昭和45年3月

申立期間①については、夫が入退院していた時に国民年金の申請免除をし、役所からは、後からこの期間の保険料を納めても良いと言われたので、納付書で後から納めたはずであり、納付済みとなっていないことに納得がいかない。

申立期間②及び③については、納付されているはずであり、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、同期間を含む昭和43年度の記録が社会保険庁のオンライン記録は9か月納付及び3か月未納であるのに対し、特殊台帳及びA市の国民年金保険料納付状況通知書は納付0か月及び免除1か月となっており、記録間の不整合が生じている。

また、申立期間③については、同期間を含む昭和44年度の記録が社会保険庁のオンライン記録とA市の国民年金保険料納付状況通知書の間において、未納月が異なっており、記録間の不整合が生じている。

さらに、申立期間②が3か月、申立期間③が1か月と短期間であり、その前後の期間は保険料がすべて納付され、経済的事情の変化もみられないことから、申立期間②及び③が未納となっているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、その夫が入退院していた時に国民年金の申請免除をし、後からこの期間の保険料を納付したとしているが、納付時期や金額及び納付場所に関する具体的な申述が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの期間及び45年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 埼玉国民年金 事案 2346

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料については重複して納付していたものと認められ、56年10月から57年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び61年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年12月まで  
② 昭和56年10月から57年3月まで  
③ 昭和59年1月から同年3月まで  
④ 昭和60年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和61年2月から同年3月まで

昭和41年ころ、私の父がA町役場で私の国民年金の加入手続と、46年12月までの国民年金保険料を納付してくれていた。46年4月に結婚してからは、夫が私の保険料を定期的に金融機関で納付してくれていたが、すでに父が納付していた申立期間①の保険料も再度納付してしまった。重複納付をした申立期間①は還付を受けておらず、納めたはずの申立期間②から⑤までについても未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A町及びB区の両住所地において国民年金保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、重複納付を行っていることが確認できるが、社会保険庁が当該保険料を還付したとする記録は認められない上、申立期間直前の昭和46年1月から同年3月までの期間については、平成16年に未納から納付済みに記録が訂正されるな

ど、当時の行政側の事務処理に不備が認められる。

2 申立期間②から⑤までについては、申立期間以外に未納は無く、申立人は結婚後に国民年金の加入を任意加入に切り替えて加入している上、申立人の夫が厚生年金保険から国民年金保険に切り替える際にも種別変更手続を適切に行うなど、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間も2か月ないし6か月と短期間であり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することができない特段の事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料は還付されていないものと認められ、また、56年10月から57年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間、60年1月から同年3月までの期間及び61年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 埼玉国民年金 事案 2347

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から40年3月まで  
② 昭和48年9月

昭和39年ころから、A町のBで働いていた。そこに常連で来店していたA町役場の職員であるC氏から、ある日、「いま国民年金に加入すれば、20歳にさかのぼって納付できるが、あと少し経つと、加入から2年までしかさかのぼれなくなる。」と国民年金への加入を勧められた。同氏に加入の意思がないことを伝えると、後日、若い職員とともに自宅まで訪ねてきて、「国民年金に加入して保険料を納付しないとDに入らなければならない。」と強く勧められたので、怖くなり、その場で国民年金に加入する意思を伝え、同時に、その時点から20歳までさかのぼった約4年分、6,000円から7,000円の保険料をC氏に渡し、受取書を受け取った。これで私の20歳からの国民年金保険料はすべて納付済みとなり、問題ないとのことだったので、安心していましたが、年金受給手続きの際に、その当時に納付したうちの27か月分が未納となっており納得できない。

また、年金手帳に領収印のある昭和48年9月分の国民年金保険料について、当時は厚生年金保険加入期間中であったが、保険料の還付は受けておらず、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、申立人に対して国民年金の加入勧奨をしに来たとしているC氏は、申立期間を含む昭和32年5月から平成11

年3月までA町役場に在職していた上、昭和41年度及び44年度は国民年金業務に携わり、納付組合の立上げに関与していたことが確認できる。

また、申立人は時効を超えて国民年金保険料を納付しているが、当時、A町で申立人と同時期に国民年金保険料を過年度納付していた加入者の中には、申立人以外にも時効を超えて保険料を過年度納付している加入者が確認できる。

さらに、申立人は厚生年金保険と国民年金の切替えを幾度となく行っているが切替手続は適切である上、申立期間以降に未納は無く納付意識は高い。

2 申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳には昭和48年9月欄に領収印があり保険料の納付は確認できるが、申立人は、48年9月には厚生年金保険の被保険者となっており、国民年金保険料は本来還付されるべきところ、申立人の特殊台帳は無く、行政側の記録管理に不備があったものと考えられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年9月は厚生年金保険被保険者であり、国民年金保険料が還付された記録は無いものの、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から平成2年12月まで  
② 平成3年4月から同年10月まで

昭和60年4月に21歳になった時から国民年金に加入し、それ以来、保険料を納付しているが、社会保険事務所に調査してもらったところ60年4月から平成2年12月までの期間及び3年4月から同年10月までの期間が未納とされている。これまで、一生懸命納付してきたのに76か月間も未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、平成5年2月16日に直前の3年1月から同年3月までの過年度納付が行われているにもかかわらず、納付が可能な期間である直後の申立期間②が未納であるのは不自然である。

また、申立期間は7か月と短期間である。

2 一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが、平成4年4月ころであることから、払出時点からすると申立期間①は時効により納付できない期間である上、申立期間①当時の居住地であるA市（現在は、B市）でも別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から47年6月まで

申立期間の国民年金保険料は、兄がA市役所で納付してくれた。B社会保険事務所から「申立期間の納付の事実は確認できたが、年金番号が取消しとなっているので、納付した保険料は還付になっているはずである。」との連絡があったが、還付金を受け取った記憶はないので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料は、申立人の兄がA市役所で納付したとして、A市被保険者名簿には申立期間の保険料を納付した記録がある。

また、C社会保険事務所及びA市役所に確認したが、還付したとする記録は見当たらないとしている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその兄は、申立期間が納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで  
② 昭和49年4月から同年5月まで  
③ 昭和56年12月から平成4年2月まで

国民年金保険料については、定期的にA市役所B支所で納付してきた。私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的にA市役所B支所で納付してきたとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていること、申立期間①に対応する申立人の夫の保険料の納付記録は納付済みとなっていることから、申立人の供述に信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

また、申立人は、申立期間①の前後の期間について納付しており、9か月間と短期間である当該期間の保険料を納付できない特別の事情は見当たらない。

2 申立期間②については、平成4年4月4日に社会保険庁の記録に訂正があり、訂正前は昭和48年10月から49年5月までの間は国民年金の被保険者期間で未納であったと推定されるものが、48年10月から49年3月までは厚生年金保険の被保険者期間として記録訂正されていることか

ら、訂正日である平成4年4月4日の時点では、申立期間②は未納であったものと推定できる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

- 3 申立期間③については、申立人は、申立期間直後の平成4年3月及び同年4月の国民年金保険料を6年4月21日に納付しているのが確認できるが、この時に申立期間③の保険料を納付しようとする、時効により納付できない期間である。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から48年3月まで  
② 昭和48年9月から49年12月まで  
③ 昭和53年1月から同年6月まで

申立期間①及び②については、過去に区役所、社会保険事務所に未納期間の有無を照会し、既に納付済みとの回答を得ており、また、申立期間③については、妻と一緒に納付していたにもかかわらず妻だけが納付となっている。申立期間が未納とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、国民年金の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、納付済みとなっており、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間③は6か月間と短期間である。

2 申立期間①、②について、申立人は、区役所及び社会保険事務所に未納期間の有無について照会し、既に納付済みとの回答を得ていると申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月14日に払い出されていることから、この時点では、申立期間①は時効により納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間②については、国民年金保険料を一緒に納付していた



とする申立人の妻も未納となっている。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年1月及び同年2月

私は、平成2年当時自分の会社の設立準備をしており、厚生年金保険の新規適用申請も行った。会社が適用事業所となるまでは国民年金に加入し、保険料を納付していた。

しかし、社会保険庁の記録では、自分の会社が適用事業所となる前に国民年金被保険者の資格を喪失され、申立期間が未加入期間となっている。保険料は自動引き落としで納めたと思うが、申立期間当時に資格喪失手続を行った覚えはない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が平成2年8月ころに国民年金の加入手続を行い、その時点で同年4月から同年9月までの保険料を納付した後、同年10月及び同年11月分を同年10月に、同年12月分を国民年金被保険者資格喪失後の3年2月に納付していることが社会保険庁の記録から確認できることから、2か月と短期間である申立期間について納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金被保険者資格は厚生年金保険被保険者となったことを理由として平成3年1月23日に喪失しているが、申立人の設立した会社が適用事業所となったのは3年3月20日であり、社会保険庁の記録においても申立人が申立期間当時、厚生年金保険被保険者となった記録は見当たらず、行政側の記録管理に齟齬<sup>そご</sup>があった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から62年3月まで

申請免除期間の国民年金保険料を10年以内なら追納できると聞き、社会保険事務所で追納する場合の保険料を計算してもらい、分割で納付することにした。平成5年7月に初回分を納付し、続けて納付した。初回分の領収証書はあるが、その後の領収証書は見つからなかった。申立期間の保険料は追納したと思うので、申立期間が申請免除期間のままであることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、追納のことで知りA社会保険事務所で追納に係る国民年金保険料を計算してもらい、分割して納付したとしているところ、申立人は各年度別に追納すべき保険料額が手書きで書き加えられたオンライン記録及び申立期間直前の昭和58年7月から59年3月までを平成5年7月27日に追納した国民年金保険料現金領収証書を所持しており、申立人の申述に不自然さはみられず、初回のみ納付して、それ以後の追納保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は申立期間である申請免除期間以後は60歳に至るまで国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金は任意加入だったが、新聞を見て老後のために加入した方がよいと思い、昭和 48 年 10 月に A 市役所で加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、49 年 1 月に当時の B 銀行 C 支店で納付書により 3 か月分 1,650 円を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付したとしているところ、A 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 48 年度の納付書が交付されていることが確認できる上、申立期間の保険料を 1,650 円とする申立内容は、申立期間当時の差額保険料を除く保険料額と一致しており、申立内容に信憑性<sup>びよう</sup>が認められる。

また、申立期間について、A 市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄及び特殊台帳に「差額納付」と押印されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付せずに差額のみ納付することはできないことから、申立期間の保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の前後の期間は納付済みであり、申立期間前後を通じて住所やその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化がみられないことから、3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月から41年3月まで  
② 昭和47年8月から48年3月まで

当時のA市役所の窓口で国民年金の加入手続をしたときに、空白期間が1年と少しあることを伝えられたので、さかのぼって国民年金保険料を納めることにした。1か月の保険料が500円くらいで、まとめて7,000円くらいをその場で一括納付した記憶がある。その後は、納付書で市役所や銀行で保険料を納付したと思う。申立期間について、未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、市役所窓口で空白期間が1年と少しあることを伝えられたので、さかのぼって国民年金保険料を納めることにしたとしているところ、申立期間②当時、A市役所では過年度納付書を交付していたとしていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年3月時点では、保険料の未納期間が1年8か月あったことから、1年と少しあった期間をさかのぼって納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間②は8か月と短期間である。

2 申立期間①について、申立人は、市役所窓口でまとめて国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が納付したとする保険料額は、申立

人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年3月に現年度納付することのできる48年4月から49年3月までの差額保険料を除いた保険料額とおおむね一致していることから、納付済みの記録となっている48年4月から49年3月までの保険料をまとめて納付したものと混同している可能性も否定できない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月に払い出され、国民年金被保険者資格を47年8月にさかのぼって取得していることが確認できることから、申立期間①は国民年金未加入期間であり制度上保険料を納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月から48年3月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年3月  
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和45年3月に結婚のためA区へ転居した。同年4月ごろに婚姻届などの手続とともに国民年金の手続もしていると思う。申立期間①及び②ともに、送られてきた納付書により近所の金融機関で保険料を納付した記憶がある。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立期間①の直前の厚生年金保険加入期間について、平成14年3月12日に記録が統合されているところ、特殊台帳には国民年金被保険者資格の再取得日が昭和45年3月1日と記載されており、申立期間①当時に申立人が厚生年金保険からの切替手続を適切に行ったと認められること、及び申立期間①直後の45年4月から保険料が納付されていることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人が国民年金の加入手続をしたとする昭和45年4月時点では申立期間①の国民年金保険料は現年度納付することができ、1か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②について、社会保険事務所の特殊台帳に「不足分納付」と押印されていることが確認でき、申立期間②の国民年金保険料を納付せ



ずに差額のみ納付することはできないことから、申立期間②の保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年8月から51年4月まで

私は結婚後、昭和47年に夫婦で国民年金に加入した。申立期間当時は、小さな事業所に勤めていたため、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入していた。国民年金の手続や保険料納付は妻が行っており、申立期間当時は妻が手続をして、夫婦の保険料を納付したと思う。妻は納付済みになっているので、自分だけ未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその妻の国民年金に関する手続はその妻が行っていたとしているところ、申立人の妻は、申立期間を除き、申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、申立期間のみ切替手続をしなかったとするのは不自然である。

また、申立人は夫婦一緒に国民年金の加入手続をした昭和47年以降、申立期間を除き国民年金加入期間に未納期間は無く、夫婦の国民年金保険料を納付していたとするその妻も、申立期間を含み60歳到達まで未納期間は無く、申立人及びその妻の納付意識は高かったと認められることから、9か月と短期間である申立期間について、納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの期間及び47年6月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から47年3月まで  
② 昭和47年6月から48年3月まで

昭和49年9月か同年10月ころ、A町役場に夫と一緒に国民年金の加入手続に行き、自分の分は厚生年金保険から1年ちょっとしか空いていないので、一括で納付すればつながりますと窓口で言われたので、その場で保険料を一括で払った。未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時に一括して保険料を支払ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年3月23日の時点では申立期間①は過年度納付が、申立期間②は現年度納付が可能な期間であること、申立期間①と②の間の47年4月及び同年5月の2か月の保険料が納付されていることが社会保険事務所の記録から確認できること、及び加入時の窓口でのやりとりについて具体的に申述していることから、申立人の申述には不自然さはみられない。

また、申立人が一括納付したとする国民年金保険料額は、昭和46年7月から48年3月までの保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの期間、44年9月から45年9月までの期間、57年1月から59年6月までの期間及び平成6年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで  
② 昭和44年9月から45年9月まで  
③ 昭和57年1月から59年6月まで  
④ 平成6年1月から同年3月まで

A区の広報誌か回覧板で国民年金制度が始まることを知り、将来のために夫婦で同区役所において国民年金加入手続をし、その際に、半年分くらいの国民年金保険料を納付した。

昭和36年夏ころにB区に転居し、同区C出張所（現在は、D区事務所）で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。同区に居住している途中で、保険料が100円から200円に上がり、国民年金手帳のページがいっぱいになり、新しい手帳の交付を受けた。

また、昭和44年9月から45年9月までの保険料が還付されたこととなっているが、還付金を受領した記憶はない。

さらに、E市に居住している時は、任意加入し、娘の学校まで迎えに行く途中にE市役所があり、同市役所で2か月から3か月に1度保険料を納付しており、夫の厚生年金保険と厚生年金保険の間の平成6年1月から同年6月までの期間についても、保険料を納付していたはずである。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和36年にA区役所で国民年金加入手続を行った際に、国民年金手帳を受け取り、その場で、半年分くらいの国民年金保険料を納付し、同年夏ころにB区F地に転居し、同地に居住している途中で、保険料が100円から200円に上がり、また、国民年金手帳のページがいっぱいになり、新しい手帳を交付してもらったと加入状況や保険料納付状況について、詳細、かつ、具体的に申述しており、その申述内容も当時の制度と一致していることから、申立内容に信憑性が認められる。
- 2 申立期間②について、社会保険事務所の「還付・充当・死亡一時金等リスト」によると、昭和54年3月3日に誤納による還付として還付決定されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者資格はさかのぼって喪失させられているが、当時、申立人及びその夫が厚生年金保険被保険者であったことは、社会保険事務所の記録では確認できず、事実と異なる資格喪失によって、還付手続が行われたと認められることから、申立期間②の保険料が納付されていたものと考えられる。
- 3 申立期間③について、申立人は、昭和56年12月2日に任意加入手続をし、56年12月分の国民年金保険料を納付しており、任意加入した最初の1か月のみ保険料を納付し、2か月目から納付しないとするのは不自然である。
- 4 申立期間④について、申立期間④が含まれる平成6年1月から同年6月までの期間は第3号被保険者期間の間の5か月と短い強制加入期間であり、同期間のうち、申立期間④直後の6年4月及び同年5月の国民年金保険料が過年度納付されており、申立人が同期間の保険料を納付しようとしていたことがうかがえることから、3か月と短期間である申立期間④の保険料を納付しなかったとは考え難い。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの期間及び44年9月から45年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで  
② 昭和44年9月から45年9月まで

A区の広報誌か回覧板で国民年金制度が始まることを知り、将来のために夫婦で同区役所において国民年金加入手続をし、その際に、半年分くらいの国民年金保険料を納付した。

昭和36年夏ころにB区に転居し、同区C出張所（現在は、D区事務所）で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。同区に居住している途中で、保険料が100円から200円に上がり、国民年金手帳のページがいっぱいになり、新しい手帳の交付を受けた。

また、昭和44年9月から45年9月までの保険料が還付されたこととなっているが、還付金を受領した記憶はない。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、昭和36年にA区役所で国民年金加入手続を行った際に、国民年金手帳を受け取り、その場で、半年分くらいの国民年金保険料を納付し、同年夏ころにB区E地に転居し、同地に居住している途中で、保険料が100円から200円に上がり、また、国民年金手帳のページがいっぱいになり、新しい手帳を交付してもらったと加入状況や保険料納付状況について、詳細、かつ、具体的に申述しており、

その申述内容も当時の制度と一致していることから、申立内容に信憑<sup>びょう</sup>性が認められる。

2 申立期間②について、社会保険事務所の「還付・充当・死亡一時金等リスト」によると、昭和54年3月3日に誤納による還付として還付決定されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の国民年金被保険者資格はさかのぼって喪失させられているが、当時、申立人が厚生年金保険被保険者であったことは、社会保険事務所の記録では確認できず、事実と異なる資格喪失によって、還付手続が行われたと認められることから、申立期間②の保険料が納付されていたものと考えられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの期間及び48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで  
② 昭和48年4月から同年6月まで  
③ 平成7年7月から同年11月まで

私は、昭和39年1月に会社を退職した後にA区役所で国民健康保険の加入手続を行おうとしたときに国民年金に加入しないと国民健康保険に加入できないと言われた。子供が小さかったため、国民健康保険に加入しなければならなかったため、国民健康保険に加入しなかったため、妻が加入手続を行い、保険料を納付した。その後も会社を辞めると国民年金に加入しなければならないと思っていたので、その都度手続を行い、保険料を納付した。

厚生年金保険被保険者期間の間の国民年金の期間は保険料を納付しているはずであり、申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金に加入しないと国民健康保険に加入できないと言われたので、厚生年金保険被保険者期間の間の期間は国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとしているところ、昭和62年1月から同年4月までの厚生年金保険被保険者期間の間の国民年金期間の保険料が納付されていること、申立人の子供の年齢が、申立期間①当時は2歳、申立期間②当時は11歳であったことから、申述に不自然さはみられない上、いずれも3か月と短期間である申立期間①



及び②の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

2 申立期間③について、申立人はその時点で60歳を超え、加入月数は412か月であり、加入可能月数372か月を超えていることから、国民健康保険加入の条件として、行政が国民年金加入を勧めることは考え難い。

また、申立人が申立期間③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの期間及び48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月及び38年1月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から同年9月まで  
② 昭和38年1月から同年11月まで

私は、株式会社Aに勤務し、昭和36年7月にB本社からC営業所立ち上げのためD区に転居した。C営業所は当初2名の従業員で、E社会保険事務所において厚生年金保険適用及び社会保険が認められず、国民年金及び国民健康保険の加入を勧められた。

D区在住時は、同区役所で納付した記憶があり、F区在住時は集金人が2か月から3か月に一度訪れ、妻が夫婦二人分の国民年金手帳を渡し、印紙の貼付を受け、受領印を押印してもらっていた。集金の際に、妻が手持ちの現金を持っていない場合は、私がF区役所本庁舎の国民年金窓口で納付していた。

昭和36年7月から同年9月までの期間は、領収証書を所持しているが、社会保険庁の記録は未納となっており、また、同年7月及び同年8月は厚生年金保険の被保険者期間であり、還付金を受領した記憶はない。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和50年12月31日に同期間について法附則第18条により特例納付した納付書・領収証書を所持している上、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、同期間につ

いて特例納付したことが確認できる。

- 2 申立期間②について、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻の申立期間②の保険料は納付済みである上、申立期間②前後に申立人の仕事及び住居に変更はなく、11 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。
- 3 しかしながら、申立期間のうち、昭和36年7月及び同年8月の期間は、厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことが明らかなことから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月及び38年1月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 62 年 3 月まで

私は、20 歳になったのを機に、親に勧められ A 市役所 B 出張所において国民年金加入手続をした。20 歳当時は学生であったが、アルバイトでテニスコーチをしており、その給与から国民年金保険料を納付していた。テニスコーチである程度収入があったため、卒業後もそのままテニスコーチを続けていた。

また、時期は不明だが、送付されてきた納付書により、さかのぼってまとめて 15 万円前後の国民年金保険料を同出張所内の銀行派出所で納付した記憶もあり、申立期間について保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までについては、送付されてきた納付書により、さかのぼって 15 万円前後の国民年金保険料を A 市役所 B 出張所内の銀行派出所で納付したことがあるとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が 62 年 9 月中旬に払い出され、同年 4 月から同年 6 月までの保険料が同年 10 月 20 日に納付されており、同時期に加入手続がされたと推認されること、及び手帳記号番号払出後の 62 年 10 月 5 日に過年度納付書が作成されており、納付書が作成された時点でさかのぼることのできる 60 年 7 月から 62 年 3 月までの分を納付するのに必要な保険料額は申立人がさかのぼって納付したとする保険料額

におおむね一致していることから、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする期間は上記期間であると推認できる。

- 2 申立期間のうち、昭和 57 年 12 月から 60 年 6 月までについては、同期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、既に時効によりさかのぼって保険料を納付できない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から57年3月まで

私は、昭和48年5月に会社を退職と同時にA市役所で国民年金加入手続を行った。A市B地では、集金人が3か月に一度くらいの割合で保険料を集金に来ており、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の一部であるが、集金人手書きの領収証を所持しており、一緒に納付していた妻の記録は納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年5月に会社を退職と同時に、A市役所で国民年金加入手続を行い、集金人が3か月に一度くらいの割合で国民年金保険料を集金に来て、夫婦二人分の保険料を納付していたとしているところ、申立期間についてその妻の保険料は納付済みである上、申立人が所持する集金人手書きの領収証から、申立期間である50年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料が集金人に納付されていることが確認できることから、申立人に対して57年2月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出され、集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年1月までの期間及び44年3月から46年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から44年1月まで  
② 昭和44年3月から46年2月まで

私は、高校卒業後に住み込みで美容師見習いとして働いており、20歳になったころ、市役所の方から国民年金の加入は国民の義務だからと言われ加入した。当時、5,000円と少ない収入の中から保険料を納付してきたのに申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A市の職員が国民年金加入の勧誘にきたので加入し、手帳の交付を受けるとともに国民年金保険料として500円納付したと主張しているところ、A市では、職員が国民年金の勧誘及び保険料の徴収を行っていたとしており、被保険者名簿に、申立期間のうち、昭和43年10月から同年12月までの期間の保険料について「B」の記載があり、保険料を納付したことが確認できるが、社会保険庁の台帳には納付記録が無いなど行政機関側の記録に齟齬がみられ、国民年金手帳記号番号が払い出された43年10月12日時点では同年度の保険料は現年度納付できる期間であることから、申立期間①が未納となっているのは不自然である上、申立期間①は9か月間と短期間である。

また、申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、C市に居住していた時で、そのときも集金人に保険料を納付したと主張しているところ、C市では、集金人による保険料の収納を行っていたとしており、申立人の

国民年金手帳の資格取得日は昭和48年4月1日が43年5月25日に訂正されているが、社会保険庁の記録では、資格取得日は48年4月1日のまま訂正されておらず、48年以前の記録が不明になっているなど、行政機関側の記録管理に不備が見られる上、申立期間は24か月間と比較的短期間である。

さらに、社会保険庁が資格取得日とした昭和48年4月以降の国民年金保険料の未納は無く、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から同年10月までの期間、44年11月から46年9月までの期間及び47年4月から48年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年9月から同年10月まで  
② 昭和44年11月から46年9月まで  
③ 昭和47年4月から48年5月まで

私は、年金の受給手続後にテレビ等で年金のことが報道され、心配になって区役所で相談したところ、国民年金保険料の未納期間があると言われた。私は、継続して保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、第3回目の特例納付により申立人の夫の分を含め約50万円の保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁の附則第4条による特例納付リストには、41月間の保険料を昭和55年6月30日に納付していることになっているが、同庁の台帳に特例納付の記録は無く、特例納付した期間が特定できないなど、行政機関側の記録管理に不備が見られる。

また、特例納付による国民年金保険料は、昭和55年6月30日に納付しており、国民年金手帳記号番号が払い出された46年5月14日時点で時効になっている期間の保険料を現年度納付していることから、46年5月14日以前に国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認でき、申立期間を合計した39月間が特例納付期間におおむね一致することから申立人の主張に信

びょう  
憑性が認められる。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続きが適切に行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から63年9月まで

夫婦で魚の行商を行い、A市(現在は、B市)で魚屋を開業した。開業後も経済的には常に苦しかったが、老後の生活を考え夫が二人分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、夫婦の保険料を納付していたとするその夫も国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申請免除期間の保険料も61歳のときに追納しており、申立人及びその夫の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和36年12月に夫婦連番で払い出され、平成2年7月に夫婦一緒に申請免除期間の国民年金保険料が追納されていることが社会保険事務所及び社会保険庁の記録から確認できるなど、夫婦の納付行動はほぼ同じであったと考えられること、申立期間の大部分は夫も納付済みであることから、申立人の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

昭和40年4月に入籍したころに、姑に年金手帳を持っているかと問われたので、自転車に乗って実家に聞きに行き未加入だったのでそのままA町(現在は、B市)役場に行って国民年金の加入手続をした。砂利道を相当長く走ったことを覚えている。加入手続時に職員からさかのぼって保険料を納付できると言われ、20歳までさかのぼって3年間納付したかったが、さかのぼれるのは2年と言われたので、独身時代に蓄えた現金の中から2年分の保険料2,400円をその場で支払った。職員から年金手帳を作っておくと言われ、領収書はもらわなかったが役場で支払ったので安心していただけに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後国民年金加入期間に未納期間は無く、厚生年金保険からの切替手続も適切に行っており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は国民年金の加入状況及びさかのぼって保険料を納付した状況を具体的に申述しており、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人がさかのぼって納付したとする国民年金保険料額は実際に必要な保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から40年3月まで

20歳になった昭和38年\*月ころ、父が私の国民年金の加入手続をA町役場でしてくれ、保険料も父が町の集金人に納め「国民年金保険料徴収カード」に判子を押してもらっていた。

65歳になるので年金を受給するため、B金庫C支店の年金担当者に手続を頼んだところ、20歳からの16か月間が未納とのことだった。確かに父が20歳の時に加入手続をしてくれ納付したはずなのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年12月ころ、その父がA町役場で国民年金の加入手続をし、その後の保険料を町の集金人に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は40年11月ころに払い出されており、その時点において申立期間は過年度納付が可能な期間である。

また、申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付していたとするその実兄及び義姉は60歳到達まで完納しており、申立人家族の年金に対する納付意識が高かったとみられることから、16か月と比較的短期間である申立人の申立期間の保険料が納付されなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社(後に、「B株式会社」に名称変更)における資格喪失日は、昭和46年5月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和45年11月から46年4月までの標準報酬月額については3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月1日から46年9月1日まで

私は、A株式会社から株式会社Cに転職したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人は申立期間において、昭和46年5月20日までA株式会社に継続勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人はA株式会社の資格喪失日(昭和45年11月1日)の処理が行われた日(47年3月21日)以前の46年9月1日に株式会社Cにおいて被保険者資格を取得していることが確認できる。このように、退職後、かつ、次の事業所の勤務開始後において、さかのぼって資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人がA株式会社において昭和45年11月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である46年5月21日であると認められる。

また、昭和 45 年 11 月から 46 年 4 月までの標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における 45 年 10 月の社会保険庁のオンライン記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年10月から4年8月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年10月1日から4年9月30日まで  
社会保険庁の記録では、株式会社Aに勤務した期間のうち、平成3年10月から4年8月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年8月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年9月30日より後の同年10月8日において、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、このうち、申立人の標準報酬月額は53万円から8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、同社の商業登記簿謄本から、申立人は平成元年6月16日から同社の取締役であったことが確認できるが、当時の複数の同僚は、申立人は営業担当だったと供述している上、また、仕入先のB社代表取締役は、社会保険事務は経理担当の取締役でないとは分からないと供述している。



さらに、申立人は資格喪失日の翌日(平成4年10月1日)において、新たな勤務先(C株式会社)の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、株式会社Aにおける遡<sup>そきゅう</sup>及訂正に係る届出について関与する立場になかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年11月から14年8月までを38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年11月ごろから14年8月ごろまで  
厚生年金保険の加入記録において、A株式会社の標準報酬月額が平成13年7月から28万円となっているが、同年11月から14年8月までの標準報酬月額は38万円が正しいので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間の厚生年金保険料額は、A株式会社が提出した賃金台帳により、毎月3万2,965円を控除していたことが確認できる。

このうち、平成14年1月から同年8月までについては、申立人が提出した給与明細書において、毎月3万2,965円の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これら賃金台帳及び給与明細書により、申立期間の標準報酬月額は当該保険料控除額に見合う38万円とすることが妥当である。

また、当該事業所の事業主は、申立人の申立期間について、標準報酬月

額の月額変更届を提出しておらず、厚生年金保険の保険料も変更してないままの金額を納付していたと供述している。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、事業主が本来の控除保険料に見合う保険料納付を行っていないことを認めていることから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、A株式会社における申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を53万円に、申立期間②の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から7年1月1日まで  
② 平成8年6月1日から10年5月27日まで

昭和59年7月から平成10年5月まで勤務したA株式会社における、5年2月から6年12月まで53万円だった厚生年金保険標準報酬月額が9万8,000円に、8年6月から10年4月まで59万円だった同月額が9万2,000円に引き下げられているので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間に係る申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録において、当初、53万円と記録されていたところ、平成7年3月6日付けで、5年2月から6年12月までの期間が9万8,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当時、事務を担当していた取締役は、保険料を滞納していた平成7年ごろに、社会保険事務所職員<sup>そきゅう</sup>の指示に従い、申立人、事業主及び取締役自身の標準報酬月額について遡<sup>そきゅう</sup>及訂正を行ったと供述している。

申立期間②について、当該期間に係る申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、社会保険庁の被保険者資格記録において、当初、59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険適用事業所に該当しなくなった日(平成10年5月31日)以降である10年6月9日に、8年6月から10年4月までの期間が9万2,000円に遡<sup>そきゅう</sup>及して減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当該事業所は平成 10 年 10 月 \* 日に B 地方裁判所により破産宣告されているところ、当時の事業主は、事務を担当していた取締役が申立人及び事業主自身の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理を行った旨の供述をしており、C 社会保険事務所の保管する当該事業所に係る平成 9 年度及び 10 年度滞納処分票には、当該遡及訂正処理<sup>そきゅう</sup>から派生したことをうかがわせる厚生年金保険料等の調定取消の事跡が確認できる。

さらに、両申立期間当時、申立人は当該事業所において常務又は専務取締役を務めていたものの、その担当範囲は営業の領域に限られており、事業主及び事務を担当していた取締役は、両申立期間に係る標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理の事実を申立人に伝えることは無かったと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及<sup>そきゅう</sup>により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た 53 万円に、申立期間②については、同じく 59 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人のA院における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和50年1月1日であったと認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額は、7万2,000円とすることが妥当である。

- 2 また、申立期間②について、申立人のB株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和53年9月21日であったと認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、18万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月30日から50年1月1日まで  
② 昭和53年7月31日から同年9月21日まで  
A院に勤務していた期間のうち、昭和49年10月30日から50年1月1日までの厚生年金保険加入記録と、B株式会社に勤務していた期間のうち、53年7月31日から同年9月21日までの加入記録が欠落しているので、この期間の記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険被保険者記録及び申立人の保管するA院が作成した申立人に係る昭和49年10月から50年1月までの給与支払明細書により、申立人が申立期間①において、当該事業所に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主に控除されていたことが確認できる。

また、申立人のA院における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録については、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適

用事業所に該当しなくなったのは昭和 49 年 12 月 4 日であるところ、同日以降である 50 年 2 月 22 日に、当初は同年 1 月 1 日と記録されていた申立人を含む 3 人の資格喪失日の記録が 49 年 10 月 30 日と訂正されていることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険被保険者記録及び申立人の保管する雇用保険被保険者離職票により、申立人が申立期間②において、B 株式会社の経営する C 所に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人の B 株式会社における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録については、社会保険庁の記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったのは昭和 53 年 8 月 31 日であるところ、同日以降である同年 11 月 13 日に、当初は同年 9 月 30 日と記録されていた記録が同年 7 月 31 日と訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、両申立期間について、社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を事業主が当初届け出た昭和 50 年 1 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、申立人の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正前の社会保険事務所の当該期間の記録から、7 万 2,000 円とし、同様に、申立期間②に係る資格喪失日に係る記録を 53 年 9 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 18 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成8年2月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から9年2月ころまで  
社会保険庁の記録から、株式会社Aにおける資格喪失年月日が、平成9年2月ころに退職したのに、8年8月との記録になっている上、同年2月から同年7月までの標準報酬月額も9年3月にさかのぼって47万円から24万円に引き下げられているのはおかしいので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成8年2月から同年7月までについて、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、47万円と記録されていた。

しかし、その後の社会保険庁の記録では、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成9年2月28日以降の同年3月12日付けで、申立人を含む14人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の標準報酬月額は8年2月から同年7月までの期間が47万円から24万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、株式会社Aの商業登記簿謄本によると、役員ではなかったことが確認できる上、同僚の一人も社会保険の手続関係は、申立人以外の者が行っていたと供述している。

さらに、当時の役員一人は、申立期間における同社の経営状態について、家賃も支払える状況に無く、芳しくなかったと供述しており、従業



員二人も、男性社員に給与の遅配があったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及<sup>そきゆう</sup>により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の平成8年2月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た47万円に訂正することが必要である。

- 2 一方、申立人は、平成8年8月11日から9年2月ころまで株式会社Aに勤務していたと主張しているが、申立人の雇用保険の記録から、株式会社Aにおける離職年月日が8年8月10日であることが確認できる。

また、平成8年8月16日に公共職業安定所において求職の申し込みを行い、所定給付日数180日の失業給付を受給していることが確認できる。

さらに、B市役所へ国民健康保険の加入状況を照会したところ、申立人は、平成8年8月11日から11年11月25日まで国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実これまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成9年10月から10年9月までは38万円、同年10月から11年9月までは36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から11年10月7日まで  
社会保険事務所の記録では、有限会社Aに勤務した期間のうち、平成9年10月から10年9月までの期間の標準報酬月額が38万円から9万2,000円に、同年10月から11年9月までの期間の標準報酬月額が36万円から9万2,000円にそれぞれ引き下げられているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、有限会社Aは、平成11年10月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の標準報酬月額が、同年10月7日付で、9年10月から10年9月までの期間を38万円から9万2,000円に、同年10月から11年9月までの期間を36万円から9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人の家計簿により、申立期間中の各月の給料支給額及び厚生年金保険をはじめとする各種控除額が記録されており、給料支給額として平成9年10月から10年3月までは37万円、同年4月から11年4月までは35万円、同年5月から同年9月までは33万円と記録されており、これは社会保険庁の当初の記録の9年10月から10年9月までは38万円、同年10月から11年9月までは36万円とほぼ一致している。さらに厚生年金保険料控除額も平成9年10月から10年9月までは3万2,965円、同年10月から11年9月までは3万1,230円であることから、妥当性が確認できる。

このことから、社会保険庁の減額訂正処理される前の標準報酬月額がほ

ば同一であることから、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、有限会社Aの登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた平成11年10月7日に同社の取締役であったことが確認できるが、複数の従業員は、申立人は、同社の代表取締役の親族であったものの、役職は親方であり入社以来、社会保険の手続等に関しては、部署が違うので全く関わりはなかったとしている。

さらに、申立人は平成6年4月1日から19年3月31日まで雇用保険に加入していることなどから判断すると、申立人は、実質的に当該事業所とは雇用関係にあったものと認められ、社会保険関係事務に関する権限を有していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た平成9年10月から10年9月までは38万円、同年10月から11年9月までは36万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を、平成8年4月から9年9月までの期間を44万円に、同年10月から10年3月までの期間を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年4月30日まで

社会保険庁の記録によると、平成10年5月8日付けの訂正処理で、A株式会社における8年4月から9年9月までの標準報酬月額が44万円から9万8,000円に、同年10月から10年3月までの標準報酬月額が47万円から9万8,000円に、さかのぼって引き下げられている。納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社は、平成10年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間に係る当該事業所での厚生年金保険の標準報酬月額については、社会保険庁の被保険者資格記録において、当初、8年4月から9年9月までは44万円、同年10月から10年3月までが47万円と記録されている。

しかし、その後の社会保険庁の記録では、当該事業所において、適用事業所に該当しなくなった日の後の平成10年5月8日付けの訂正処理において、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の標準報酬月額は、8年4月から9年9月までの期間を44万円から9万8,000円に、同年10月から10年3月までの期間を47万円から9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A株式会社のB職として厚生年金保険料の滞納について、社会保険事務所の担当者からの提案に対し、事業

主が出席を拒否したために事業主に代わり訂正処理にやむをえず同意し、社印を押印したと供述している。

しかしながら、申立人は商業登記簿謄本により、申立期間当時においてA株式会社の取締役ではないことが確認できる。

また、事業主は、申立人が行った訂正処理の同意により、結果として滞納保険料の問題が解決したため、その行為に対し感謝の意を表明し、申立人の行為を追認したと申立人及び同僚の経理事務担当者は供述している。

さらに、本社に在籍する唯一の同僚である経理事務担当者は、事業主は月に数回しか本社に出社せず、その際にも本社における事務関連の業務に関しては、事業主が申立人の報告、連絡及び相談にもかかわらず、日常的に判断を下さず、指示もしない状況であったと供述している。

加えて、経理事務担当者が保管していた平成10年4月30日付け管轄社会保険事務所長の確認印が押印してある「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の筆跡は、明らかに経理事務担当者及び申立人の筆跡ではないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間の標準報酬月額については、事業主が当初、社会保険事務所に届け出た8年4月から9年9月までの期間を44万円に、同年10月から10年3月までの期間を47万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成3年5月から4年2月までは53万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間③における被保険者資格の資格喪失日は平成4年6月6日であると認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から63年12月31日まで  
② 平成3年5月1日から4年3月31日まで  
③ 平成4年4月1日から同年8月1日まで

昭和61年4月1日に株式会社Aに入社し、平成4年7月末まで勤めていたが、社会保険事務所で確認したところ、厚生年金保険被保険者であった期間が昭和64年1月から平成4年2月までで、前後の期間が空白となっていた。申立期間①及び③について被保険者であったことを認めてほしい。

また、平成3年5月から4年2月までの標準報酬月額が、実際の給料と相違していることが判明した。そのため、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者情報では、取得日が昭和61年2月21日となっていることから、申立人は、当該期間に株式会社Aに勤務をしていたものと推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、同社が厚生年金保険の

適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ昭和 64 年 1 月 1 日からであり、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間①について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の株式会社 A における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 5 月から 4 年 2 月までは 53 万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 4 年 3 月 31 日）の後の 5 年 4 月 7 日に、申立人を含む複数人が標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正されており、申立人については、3 年 5 月から 4 年 2 月までの標準報酬月額が 53 万円から 8 万円へと訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、減額訂正処理がされた平成 5 年 4 月 7 日には、既に別の事業所である株式会社 B に勤務していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>くわく</sup>して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

- 3 申立期間③については、社会保険庁の記録によると、株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、申立人の被保険者期間と同じ平成 4 年 3 月 31 日までであり、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるが、同社は、申立期間③において法人格を有していたことから、申立期間③当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、社会保険庁の記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同日以降の平成 5 年 4 月 7 日付けで、上記 2 の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>くわく</sup>減額訂正処理と同日に処理されていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者情報では、離職日が平成4年6月5日となっていることから、申立人が同日まで同社に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的理由はなく、申立人の被保険者資格の喪失日に係る有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における被保険者資格の喪失日に係る記録を平成4年6月6日とすることが必要であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記2による訂正後の株式会社Aにおける平成4年2月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。



## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①については、当該期間の標準報酬月額を、昭和 52 年 9 月は 11 万 8,000 円に、同年 10 月から 53 年 1 月までは 12 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立期間②については、昭和 53 年 6 月及び同年 7 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格喪失日に係る記録を同年 8 月 31 日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を 10 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで

② 昭和 53 年 6 月 15 日から同年 10 月 15 日まで

社会保険庁に記録されている A 株式会社における被保険者期間のうち、昭和 52 年 9 月から 53 年 1 月までの標準報酬月額が、給与明細書で控除されている保険料に対応した標準報酬月額ではない。

また、同社に昭和 53 年 10 月 15 日まで継続して勤務（当時は B 地にあった C 株式会社に派遣されていた）していたのに、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険の資格喪失日が 53 年 6 月 15 日になっている。

申立期間①を正しい標準報酬月額記録に訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額の改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち、昭和52年9月を11万8,000円に、同年10月から53年1月までを12万6,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「資料が残っていない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②のうち昭和53年6月15日から8月31日までの期間については、申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務しており、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、控除保険料に応じた標準報酬月額から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間②のうち昭和53年8月31日から同年10月15日までについては、雇用保険の被保険者記録が同年9月30日までであることか

ら一部について継続して勤務していたと推認できるものの、社会保険事務所が保管する記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったのは、同年8月31日であり、同日以降は適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、事業主は「資料が残っておらず、申立てどおりの届出を行ったかは不明である。」としており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が昭和53年8月分以降に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、同僚からも申立人の昭和53年8月分以降における厚生年金保険料の控除について確認できる資料等は得られなかった。

このほか、申立人の昭和53年8月以降における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和53年8月以降に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月27日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録ではA株式会社での被保険者期間が1か月間無いが、申立期間は当該会社のB支店からC支店に転勤しただけであり、退職はしていない。よって第三者委員会に申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

D会から提出された申立人に係る「中脱記録照会（回答）」、A株式会社における雇用保険の被保険者記録、並びに「申立人は申立期間、確かにA株式会社B支店に在籍しており、退職した事実はない。」との申立人の元上司であった二人の供述及び回答書から判断すると、申立人が申立期間も当該事業所に継続して勤務し（昭和54年8月1日にA株式会社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和54年7月の厚生年金保険被保険者原票から28万円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に廃業しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、株式会社Aにおける申立人の資格喪失日は、昭和56年10月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、24万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月31日から同年10月1日まで  
② 昭和56年10月1日から同年11月1日まで

申立期間①については、株式会社Aに、申立期間②については、株式会社Bに継続して勤務していたが、社会保険庁の記録が無い。いずれも厚生年金保険に加入していたので当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された給与振込口座への振り込み記録及び複数の同僚の供述により、申立人が株式会社Aに勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、昭和57年1月18日に申立人の昭和56年10月の定時決定が取り消され、被保険者の資格を同年3月31日に喪失したとする処理が行われているのが確認できる上、株式会社Aが同年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理についても57年1月18日に行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年3月31日に厚生年金保険の被保険者としての資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は雇用保険の記録における離職日の翌日である同年10月1日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和 56 年 10 月における訂正前の社会保険事務所の記録から 24 万円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が継続して株式会社 B に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与振込口座への給与振り込み記録によると、昭和 56 年 10 月の給与の記録が確認できない上、社会保険事務所の記録において株式会社 B は同年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は昭和 56 年 10 月分の給与は現金で受領したとしているが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 28 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が

主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 28 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成14年1月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年1月21日から同年2月1日まで  
② 平成14年2月1日から19年9月1日まで

平成14年1月21日付けで有限会社Aに入社し、同日から厚生年金保険に加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年2月1日となっている。また、同年2月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の提出した給与明細書、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が申立期間①も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成14年1月分控除の厚生年金保険料の金額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成14年2月1日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が9万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成13年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年2月1日から同年3月1日まで  
② 平成13年5月1日から19年9月1日まで

平成12年4月1日付けで有限会社Aに入社し、13年2月1日から厚生年金保険に加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年3月1日となっている。また、同年5月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の提出した給与明細書、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が申立期間①も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成13年2月分控除の厚生年金保険料の金額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成13年3月1日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が9万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成18年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年3月1日から同年4月1日まで  
② 平成18年4月1日から19年9月1日まで

平成18年3月1日付けで有限会社Aに入社し、同日から厚生年金保険に加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年4月1日となっている。また、同年4月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の提出した給与明細書、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が申立期間①も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成 18 年 3 月分控除の厚生年金保険料の金額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成 18 年 4 月 1 日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成18年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年2月1日から同年3月1日まで  
② 平成18年3月1日から19年9月1日まで

平成18年1月20日付けで有限会社Aに入社し、同年2月1日から厚生年金保険に加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年3月1日となっている。また、同年3月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の提出した給与明細書、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が申立期間①も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成 18 年 2 月分控除の厚生年金保険料の金額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成 18 年 3 月 1 日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成16年4月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月21日から同年5月21日まで  
② 平成16年5月21日から17年4月9日まで

平成16年4月21日付けで有限会社Aに入社し、同日から厚生年金保険に加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年5月21日となっている。また、同年5月から17年3月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が申立期間①も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成16年4月分控除の厚生年金保険料の金額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成16年5月21日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が9万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成18年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年2月1日から同年3月1日まで  
② 平成18年3月1日から同年8月21日まで

平成18年1月6日付けで有限会社Aに入社し、同年2月1日から厚生年金保険に加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年3月1日となっている。また、同年3月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が申立期間①も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成 18 年 2 月分控除の厚生年金保険料の金額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成 18 年 3 月 1 日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成18年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和52年生  
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年3月1日から同年4月1日まで  
② 平成18年4月1日から同年8月21日まで

平成18年1月20日付けで有限会社Aに入社し、同年3月1日から厚生年金保険に加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年4月1日となっている。また、同年4月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が申立期間①も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成 18 年 3 月分控除の厚生年金保険料の金額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成 18 年 4 月 1 日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成18年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年2月1日から同年3月1日まで  
② 平成18年3月1日から同年8月21日まで

平成17年11月28日付けで有限会社Aに入社し、18年2月1日から厚生年金保険に加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年3月1日となっている。また、同年3月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が申立期間①も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成18年2月分控除の厚生年金保険料の金額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成18年3月1日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が9万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成14年3月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月21日から同年4月1日まで  
② 平成14年4月1日から15年7月31日まで

平成14年3月21日付けで有限会社Aに入社し、同日から厚生年金保険に加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年4月1日となっている。また、同年4月から15年6月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が申立期間①も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成14年3月分控除の厚生年金保険料の金額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成14年4月1日を資格取得日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が9万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 11 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から 14 年 5 月 21 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月から 14 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 11 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 5 月 1 日から同年 7 月 20 日まで

社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 13 年 5 月及び同年 6 月に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき

保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、平成11年8月から16年9月までは20万円に、同年10月から19年8月までは19万円に、それぞれの標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月1日から19年9月1日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成11年8月から19年8月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成11年8月から16年9月までは20万円に、同年10月から19年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が9万8,000円を報酬月

額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた期間のうち、平成 17 年 10 月から 19 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっていることから、提出した給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料額に基づいた標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の提出した給与明細書及び事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 9 万 8,000 円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 9 万 8,000 円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず

（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間①及び③について、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成16年4月21日に、資格喪失日に係る記録を17年5月21日に訂正し、両申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月21日から同年5月21日まで  
② 平成16年5月21日から17年4月18日まで  
③ 平成17年4月18日から同年5月21日まで

平成16年4月21日から有限会社Aに勤務し、同日から厚生年金保険にも加入し給与から保険料を控除されていたが、資格取得日が同年5月21日となっている。また、同社を17年5月20日付けで退職したが、資格喪失日は同年4月18日となっている。さらに、16年5月から17年3月までの期間に係る標準報酬月額は、実際に受け取っていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料額から比較すると、著しく低い金額になっている。それぞれについて、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている支給額及び厚生年金保険料額に基づいて、本来の資格取得日、

資格喪失日及び標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び事業主の供述から、申立人が当該期間も有限会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

そして、事業主は、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していたと供述していることから判断すると、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における平成16年4月及び17年4月分控除の厚生年金保険料の金額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により被保険者資格の取得日及び喪失日の届出を行ったことを認めていることから、事業主が平成16年5月21日を資格取得日、及び17年4月18日を資格喪失日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る16年4月及び17年4月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、事業主が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により9万8,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が9万8,000円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成5年6月から同年9月までの標準報酬月額を24万円に、同年10月から6年12月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年1月31日まで

社会保険庁からの連絡により、有限会社Aにおける平成5年6月1日から7年1月31日までの期間に係る標準報酬月額が、同年2月16日に実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年6月から同年9月までは24万円、同年10月から6年12月までは26万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年1月31日より後の同年2月16日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主は、適用事業所ではなくなった後に社会保険事務所職員からの指導を受けて厚生年金保険料の滞納をなくすために<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正の事務手続を行ったこと、申立人が工場の工員であったことを供述していることから、申立人は標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年6月から同年9月までは24万円、同年10月から6年12月までは26万円にすることが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成5年6月から同年9月までの標準報酬月額を30万円に、同年10月から6年12月までの標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月1日から7年1月31日まで

社会保険庁からの連絡により、有限会社Aにおける平成5年6月1日から7年1月31日までの期間に係る標準報酬月額が、同年2月16日に実際の給料より低い額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る有限会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年6月から同年9月までは30万円、同年10月から6年12月までは26万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年1月31日より後の同年2月16日付けで、申立人を含む8人の標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主は、適用事業所ではなくなった後に社会保険事務所職員からの指導を受けて厚生年金保険料の滞納をなくすために<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正の事務手続を行ったこと、申立人が工場の工員であったことを供述していることから、申立人は標準報酬月額を<sup>そきゅう</sup>遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年6月から同年9月までは30万円、同年10月から6年12月までは26万円にすることが必要であると認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から同年9月1日まで  
社会保険庁の記録では、A株式会社における平成2年6月から同年8月までの標準報酬月額が15万円となっているが、誤りであると思われるので当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する53万円と記録されていたが、社会保険事務所の記録では、A株式会社が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成2年12月30日及びB地方裁判所から破産宣告を受けた3年1月\*日以降の同年1月18日付けで、申立人と取締役一人の標準報酬月額の記録が訂正されており、申立人の2年6月から同年8月までの標準報酬月額が53万円から15万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、商業登記簿上同社の取締役であったことが確認できるが、他の役員の供述によりC職で社会保険事務に関する権限を持っていなかったと認められる上、申立人は、経営方針を巡って他の役員と対立し、平成2年8月31日付けで取締役を辞任退職したことが破産管財人から提供された資料により確認でき、当該遡及訂正処理には関与していなかったことが認められる。

また、同社の破産管財人は、当該遡及訂正処理について不知と供述しており、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった後、かつ、破産宣告後の平成3年1月18日に月額変更届が2年6月1日にさかのぼって処理されている合理的理由は考えられない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を遡<sup>そきゆう</sup>及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 53 万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から32年8月1日まで  
② 昭和32年8月1日から35年3月30日まで

私は、株式会社Aを退職する日に厚生年金保険被保険者証を受け取り、将来年金を受給する時に必要なものでそれまで大切に保管するようと言われた。平成4年10月ごろ、社会保険事務所で脱退手当金が支給されたと言われ大変驚いた。私は脱退手当金の申請はしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する再発行された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無いところ、当時再発行の場合でも脱退手当金が支給された場合には支給を示す表示をするとの社会保険庁の通知が存在したが、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所で上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立期間後の複数の厚生年金保険被保険者期間は、すべて申立期間と同一記号番号で管理されていることに加え、国民年金制度発足当初から国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人は当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年3月1日から11年3月29日まで  
② 平成11年3月29日から同年5月29日まで

申立期間①について、社会保険庁からの連絡により、平成9年3月から11年2月までの期間に係る標準報酬月額が、同年3月29日に実際の金額より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の記録に戻してほしい。

申立期間②について、雇用保険受給資格者証にあるように平成11年5月28日まで株式会社Aに勤務していたので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）及びオンライン記録により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初56万円と記録されていたが、株式会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成11年3月29日）付けで、申立人を含む11人の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、9万2,000円に遡及訂正されていることが確認できる。

また、申立人は社会保険手続には関与していないと主張しているところ、商業登記簿謄本によると、申立人は遡及訂正当時、株式会社Aの役員ではないことが確認できる。

さらに、雇用保険受給資格者証により、申立人の株式会社A離職時の

賃金月額は 54 万 810 円であり、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正前の標準報酬月額とおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 56 万円とすることが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、株式会社 A に勤務していたことが認められるが、事業主及び申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚へ照会を行っても回答が無いため、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を控除されていた事実及び供述を得ることができない。

また、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（証交付・回収記録）には申立人の健康保険被保険者証の回収年月日が平成 11 年 3 月 29 日となっていることから、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に健康保険被保険者証を添付して提出したことが確認できる。

さらに、申立人は「会社が苦しいからと言われ、退職する前 2 か月分の給料は結局 1 か月の半額しかもらえなかった。それまでは銀行振込だったがその時は現金でもらった。給与明細ももらえなかった。」としていることから、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

なお、社会保険事務所の記録によれば、同事業所は平成 11 年 3 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人についても、当該厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 8 月 31 日まで  
② 昭和 32 年 11 月 20 日から 40 年 4 月 1 日まで

昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 8 月 31 日まで A 株式会社 に現場作業員として勤務し、32 年 11 月から 40 年 4 月 1 日までは B 株式会社（変更後社名：C 株式会社）で勤務した。社会保険事務所へ行った時に、脱退手当金は本人がもらってなくても退職金の中に入っていたのではないかと問われたが、脱退手当金を請求したことは無いし、会社が脱退の手続をしたのであれば、40 年 4 月 1 日に会社は事実上倒産しているので、同年 12 月 7 日に脱退手当金が支給されているのはおかしいと思う。退職金に脱退手当が入っているのならば、退職者全員が手続をされているはずである。今一度調査して、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の昭和 29 年 6 月 4 日から 30 年 8 月 3 日まで勤務した事業所の 1 年 2 か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立期間のみを請求し、学校を卒業してすぐに勤務した申立期間直前の事業所での被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、「当時、脱退手当金のことを知っていたが、結婚することは考えておらず、老後に年金をもらうつもりでいたので厚生年金保険からの脱退は考えてなかった。また、C 株式会社を退職後は就職活動

をしていた。」と供述しており、現在まで結婚歴は無く、脱退手当金が支給されたとされている日から1年8か月後に別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 8 年 11 月 21 日まで  
株式会社Aで代表取締役を務めていた昭和 46 年 9 月から平成 8 年 11 月までのうち、6 年 12 月から 8 年 10 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に下げられていた。8 年 12 月 2 日に減額訂正が行われたことに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 6 年 12 月から 8 年 10 月までは 59 万円と記録されていたが、同社が適用事業所に該当しなくなった同年 11 月 21 日以降の同年 12 月 2 日に、申立人の 6 年 12 月から 8 年 10 月までの標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険庁の記録及び商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において株式会社Aの代表取締役であることが確認できる。

しかしながら、申立人の供述によると、株式会社Aは適用事業所に該当しなくなった平成 8 年 11 月\*日の前日に倒産し、同月中旬に会社代表者印等を顧問弁護士に預けるとともに、同年 8 月以降、社会保険事務所職員との接触も無く、電話等の応答も無かったと供述しているところ、当該顧問弁護士も申立人から会社代表者印等を預かり、同年 11 月 15 日ごろ当該事業所を封鎖し、弁護士の許可なく事業所に立ち入りできなくしたと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行



った合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 59 万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成15年9月25日は33万円、16年9月30日は30万円、及び17年9月15日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月25日  
                  : ② 平成16年9月30日  
                  : ③ 平成17年9月15日

有限会社Aから支給された賞与（平成15年9月25日、16年9月30日及び17年9月15日支給）が社会保険庁の記録から抜けている。

賞与に係る支給控除一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった支給控除一覧表、所得税源泉徴収簿、及び申立人が所持する賞与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成20年11月10日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が

社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、15年9月25日の記録を33万円、16年9月30日の記録を30万円、及び17年9月15日の記録を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を平成15年9月25日は18万円、16年9月30日は20万円、及び17年9月15日は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年9月25日  
          : ② 平成16年9月30日  
          : ③ 平成17年9月15日

有限会社Aから支給された賞与（平成15年9月25日、16年9月30日及び17年9月15日支給）が社会保険庁の記録から抜けている。

賞与に係る支給控除一覧表を添付するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった支給控除一覧表、所得税源泉徴収簿、及び申立人が所持する賞与支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成20年11月10日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が

社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、15年9月25日の記録を18万円、16年9月30日の記録を20万円、及び17年9月15日の記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を51万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 7 日

A株式会社から平成 18 年 12 月 7 日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を51万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら



ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を54万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 7 日

A株式会社から平成 18 年 12 月 7 日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳及び申立人が所持する賞与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を54万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を28万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら



ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳及び申立人が所持する賞与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を46万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を49万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら



ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を112万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を112万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務

所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を105万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を105万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務

所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を71万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を71万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を71万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を71万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら



ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を69万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を69万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を40万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 7 日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら

ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月7日

A株式会社から平成18年12月7日に支給された賞与が社会保険庁の記録から抜けているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る申立期間の標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、当該事業所から提出のあった平成18年度12月賞与支給台帳等により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、平成21年6月1日に事業主から申立期間に係る賞与支払届が社会保険事務所に提出されていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を7万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておら



ず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を平成7年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月21日から同年12月1日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、同一グループ会社のB株式会社からA株式会社に異動したが、転勤時の1か月が欠落している。2社の在職証明書、給与明細書もあるので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社からの回答書及び申立人が所持している同社の平成7年12月分の給与明細書により、申立人が申立期間について、同一グループ会社のB株式会社からA株式会社に7年11月21日付けで異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成7年12月分の給与明細書の控除保険料額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA株式会社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日になっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平

成7年12月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年3月30日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月15日から6年3月30日まで

社会保険事務所の記録では、A株式会社の資格喪失日が平成5年5月15日となっており、申立期間の厚生年金保険加入の記録が無い。同社に申立期間も継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA株式会社が発行した退職証明書により、申立人が、申立期間に、同社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、平成5年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険庁の記録では、平成6年3月30日と記録されていた申立人の資格喪失日を5年5月15日に訂正した旨の処理及び5年10月の定時決定を取消した旨の処理が7年5月15日に行われていることが確認できる。

また、平成6年3月30日と記録されていたA株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日が7年5月15日に5年5月15日と訂正されている。さらに、訂正後の適用事業所に該当しなくなった日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人を除く7人全員の記録が、申立人と同様に、当初、5年5月15日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失していたことが確認できる。これら一連の処理に加え、訂正

処理前の記録等から、同日以降も同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月15日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、訂正前の社会保険事務所の記録から、6年3月30日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の訂正前の社会保険庁の記録から、53万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年6月29日まで  
A株式会社における申立期間の標準報酬月額が30万円から9万8,000円に減額されているので、30万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年6月29日に申立人の被保険者資格は喪失しているが、当該喪失処理を行った同年7月11日に、直近の標準報酬月額30万円の届出（5年10月1日付け、6年3月22日処理）が取り消された上で、4年11月1日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して、標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成5年1月から同年12月までの給与明細書及び雇用保険受給資格者証記載の申立人が離職した6年6月28日の離職時賃金日額から、申立人の月給が訂正前の標準報酬月額に近い額だったことが認められる。

さらに、申立人は、当該訂正処理について関与しておらず、事業主から説明を受けたことや同意を求められたことも無いとしている。加えて、取締役は、申立人は当該訂正処理に関与していないと思うとしている上、他の同僚も、社会保険の手続は事業主が行ったのではないかと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡<sup>そきゅう</sup>及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から30万円と訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成13年8月及び同年9月は62万円に、同年10月から14年6月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から14年7月31日まで  
社会保険庁の記録では、有限会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が平成13年8月分からさかのぼって26万円に、更に14年3月分からは22万円に引き下げられているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、有限会社Aは、平成14年7月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人を含む8人の標準報酬月額は、適用事業所ではなくなった日以降である同年11月21日に、13年8月1日までさかのぼって引き下げられている。

このうち、申立人の標準報酬月額は、平成13年8月及び同年9月は当初62万円と記録されていたものが26万円に、同年10月から14年2月までは同じく59万円が26万円に、同年3月から同年6月までは同じく59万円が22万円に遡<sup>そきゆう</sup>及訂正されていることが確認できる。

また、当時の事業主は、申立人は役員ではなく、技術関係の業務に従事していたとしており、当時の経理担当の役員も、申立人は社会保険の手続についての権限や関与はなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡<sup>そきゆう</sup>及して行う合理的理由はなく、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主

が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から平成 13 年 8 月及び同年 9 月は 62 万円、同年 10 月から 14 年 6 月までは 59 万円に訂正することが必要と認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和61年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月29日から同年5月1日まで  
A株式会社に昭和61年4月30日まで出勤し、同日付けで退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年4月29日となっている。同社の資格喪失日を同年5月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る給与明細書、退職所得の源泉徴収票、退職金精算書、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人がA株式会社に昭和61年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和61年3月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和61年4月の保険料を納付したと思うが、資格喪失の手続に関する資料並びに保険料控除及び保険料納付に関する資料が無いため不明であると主張するが、社会保険事務所の保管する被保険者原票に記載された被保険者資格喪失日及び厚生年金基金における資格

喪失日（61年4月29日）は同日となっている上、同社では資格喪失に関する届出様式は複写式であるとしていたことから、事業主が、同年4月29日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額のうち、昭和61年11月から63年5月までの期間は17万円、同年6月から平成元年1月までの期間は16万円、同年2月から同年5月までの期間は17万円、同年6月から同年9月までの期間は16万円、同年11月から2年2月までの期間は17万円、3年8月及び同年9月は24万円、5年10月から6年9月までの期間は24万円、7年9月は26万円、8年9月から同年11月までの期間は30万円、並びに9年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月1日から平成10年12月31日まで

申立期間はA株式会社及びB株式会社（現在は、両社共にC株式会社が事業を承継）で勤務したが、実際に支給された報酬より社会保険庁の標準報酬月額の記録が低いので、実際の報酬に合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書等の資料において確認できる保険料控除額から、昭和61年11月から63年5月までの期間は17万円、同年6月から平成元年1月までの期間

は 16 万円、同年 2 月から同年 5 月までの期間は 17 万円、同年 6 月から同年 9 月までの期間は 16 万円、同年 11 月から 2 年 2 月までの期間は 17 万円、3 年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、5 年 10 月から 6 年 9 月までの期間は 24 万円、7 年 9 月は 26 万円、8 年 9 月から同年 11 月までの期間は 30 万円、並びに 9 年 9 月は 30 万円にすることが妥当である。

一方、上記以外の申立期間については、給与明細書等の報酬月額又は控除された厚生年金保険料を基に算出した標準報酬月額が社会保険庁の記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、標準報酬月額の訂正の必要性は認められない。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は事業主による算定基礎届に基づく定時決定の期間が含まれているにもかかわらず、上記期間において一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種厚生年金保険料を納付していたことが認められることから、申立人の厚生年金保険第四種被保険者資格取得日を昭和54年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る第四種被保険者の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月21日から同年9月20日まで

昭和54年8月10日に、社会保険事務所において、同年3月から同年8月までの第四種厚生年金保険料を現金で納付したが、厚生年金保険第四種被保険者としての申立期間の加入記録が無い。間違いなく第四種厚生年金保険料を納付したので、申立期間を厚生年金保険第四種被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

旧厚生年金保険法によると、厚生年金保険第四種被保険者資格取得の申出は、第二種被保険者資格を喪失した日から6月以内に行わなければならないが、第四種被保険者資格取得日は、最後に第二種被保険者資格を喪失した日又は申出が受理された日を選択するようになっており、申立人の昭和54年3月21日に第二種被保険者資格を喪失し、同日を第四種被保険者資格取得日とする申出を、同年8月10日に行ったとする主張に矛盾は無い。

また、申立人の昭和54年3月から同年8月までの第四種厚生年金保険料を社会保険事務所に持参して一括納付したとの主張は、社会保険事務局の申立期間当時の第四種厚生年金保険料は社会保険事務所で納付することができ、第二種被保険者の資格喪失日を厚生年金保険第四種被保険者資格取得日として選択した場合は第二種被保険者資格喪失日までの月分をさかのぼって一括納付することになる（申出日を第四種被保険者資格取得日とした場合は原則、毎月納付）との説明と整合的であり、申立

人が一括納付したと主張する第四種厚生年金保険料額は申立人の6か月分の第四種厚生年金保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立人は、第四種被保険者資格取得の申出当時、勤務していた会社は厚生年金保険に加入してなく、給与も多くないため、第四種被保険者資格取得の手続をするとともに知人に用意してもらった6か月分の第四種厚生年金保険料を一括納付したと主張しているところ、前述のとおり、第二種被保険者資格喪失日にさかのぼって加入する場合、一括で第四種厚生年金保険料を納付する必要があること、申出日を第四種被保険者資格取得日に選択した場合、原則、当該月の第四種厚生年金保険料を納付することとなること、及び申立人は、昭和54年8月に6か月分の第四種厚生年金保険料を一括納付した後、同年9月の月上旬に同年9月の納付書が送付されたと具体的に記憶していることから判断すると、申出日を第四種被保険者資格取得日と選択し取得月以降の6か月分の第四種厚生年金保険料を納付したと考えるより、第二種被保険者資格喪失日に第四種被保険者資格を取得し第四種厚生年金保険料をさかのぼって一括で納付したとする申立人の主張の方が自然であると考えられる。

このほか、申立人は、昭和56年5月11日に第二種被保険者となるまで、継続して第四種被保険者となっており、厚生年金保険加入に対する意識の高さがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が第四種被保険者として申立期間に係る第四種厚生年金保険料を納付していたことが認められることから、申立人の第四種被保険者資格取得日を昭和54年3月21日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る第四種被保険者の記録から9万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格喪失日を昭和45年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月30日から同年7月1日まで

私は昭和45年7月1日に株式会社AのB工場から同社C工場に転勤したが、同社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日が誤って同年6月30日と届出をされたため、厚生年金保険の加入期間が1か月少なくなっている。

このため、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和45年7月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出のあった「失業保険被保険者転入届受理通知書」により、申立人は、昭和45年7月1日付けで、株式会社AのB工場から同社C工場へ転勤したことが確認できる。

また、雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和41年3月21日から45年9月20日まで株式会社Aの被保険者であることが確認できる。

さらに、事業主に照会したところ、異動日は昭和45年7月1日であることから、株式会社AのB工場で、資格喪失日を同年7月1日と届けるべきところ、誤って同工場を離任した同年6月30日を資格喪失日として社会保険事務所へ届出を行ったとする回答が得られた。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について、事業主は、翌月控除であるとしていることから翌月支給の申立人の給与から

控除したとの回答が得られたことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る株式会社AのB工場における昭和45年5月の社会保険庁の被保険者記録回答票（資格画面）から、2万6,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、株式会社Aに照会したところ、納付していないとの回答が得られたことから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から5年3月27日まで  
昭和61年5月から株式会社Aに勤務し、平成元年から取締役となり、5年3月に退社したが、その後、自宅に社会保険事務所の職員が3人やってきて、自らの標準報酬月額が7年において8万円に減額改定されていることを初めて知った。

申立期間当時、70万円から80万円の給与を受け取っていたので、標準報酬月額がわずか8万円であることに納得できない。申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が平成元年から5年3月まで取締役として務めていたとする株式会社Aは、5年3月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失しているが、申立人の標準報酬月額は、同日以降の7年3月3日に、平成3年9月から5年2月までの記録が53万円から8万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、株式会社Aに係る雇用保険の被保険者記録（昭和61年5月12日から平成5年3月26日まで）が確認できることから労働者性が強いと認められる上、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正が行われた平成7年3月3日には、申立人は既に同社を退社している。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は平成5年4月21日に別事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき

る。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る事業所における資格喪失日は、平成5年3月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、平成3年3月から同年9月まで36万円、同年10月から5年2月まで38万円とすることが必要である。

また、申立期間②のうち、平成5年3月から6年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、平成5年3月から同年9月までの期間は38万円、同年10月から6年9月までの期間は41万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月21日から5年3月1日まで  
② 平成5年3月1日から9年3月21日まで

昭和50年4月にA株式会社に入社して以来、平成3年3月21日から5年3月1日までは株式会社B（以下「B」という。）、引き続き5年3月1日から9年3月21日までは株式会社C（以下「C」という。いずれも同一人物が代表取締役である関連会社）に勤務していたにもかかわらず、Bにおける厚生年金保険被保険者期間は、3年3月21日から同年4月30日までのわずか1か月であり、かつ、標準報酬月額も5年3月8日に8万円に引き下げられている。また、Cで勤務した全期間において、標準報酬月額が20万円に引き下げられていることに納得がいかない。調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、Bにおける標準報酬月額は、当初、平成3年3月21日の被保険者資格取得時に36万円、同年10月の定時決定において38万円、4年10月の定時決定において38万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなく

なった日（5年1月1日）以降の5年3月8日付けで、さかのぼって資格喪失日を3年4月30日とした上、同年3月の標準報酬月額を8万円に減額訂正していることが確認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録について照会したところ、平成3年3月21日から5年3月1日まで記録があることが確認できる。

さらに、当該事実について、代表取締役は既に死亡しているため確認できず、その息子も、ねんきん特別便が届くまでは自らの標準報酬月額の減額について不知であったので、当時の詳細は不明であるとしている上、他の同僚からも、申立期間当時、給与の支給について遅滞はたびたびあったものの、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（8万円）に対応した額に減額された合理的な事情をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所の職歴審査照会回答票の整理番号順における申立人の前後の複数の同僚（前記の代表取締役の息子を含む。）について、平成5年3月5日付け又は同年3月8日付けで、各同僚のそれぞれの資格取得日にさかのぼってそれぞれの標準報酬月額が一律8万円に引き下げられている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月8日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものととは考え難く、申立人について3年3月21日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理及び同時に行われた<sup>そきゅう</sup>遡及喪失処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理及び当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められない。

なお、平成5年1月1日から同年3月1日までの期間は、社会保険庁の記録によると、当該事業所は適用事業所としての記録は無いが、当該事業所は法人事業所であり、雇用保険の記録により従業員がいたことが確認できることから、適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係る事業所における資格喪失日は、雇用保険の加入記録から平成5年3月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、申立人の申立期間①のうち、平成3年3月から同年9月までに係る標準報酬月額については、36万円、同年10月から5年2月までに係る標準報酬月額については、38万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、Cにおける

標準報酬月額は、当初、平成5年3月の被保険者資格の取得時に38万円、同年10月の定時決定の記録では41万円と記録されていたところ、6年1月27日付けで、前述の記録が取り消され、その結果、5年3月1日から当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理時点までさかのぼって20万円に減額訂正されている上、同時点以降の最初の定時決定の前月（6年9月）まで20万円の記録とされている。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正前の標準報酬月額とおおむね一致する賃金支払記録が確認できる。

また、当該事実について、代表取締役は既に死亡しているため確認できず、その息子も、ねんきん特別便が届くまでは自らの標準報酬月額の減額について不知であったので、当時の詳細は不明であるとしている上、他の同僚からも、申立期間②当時、給与の支給について遅滞はたびたびあったものの、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（20万円）に対応した額に減額された合理的な事情をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、同事業所の職歴審査照会回答票の整理番号順における申立人の前後の複数の同僚（前記の代表取締役の息子を含む。）について、平成6年1月27日付けで、5年3月1日にさかのぼってそれぞれの標準報酬月額がおおむね2分の1に引き下げられている。

加えて、同僚のうちの一人は、「平成3年ころに保険料納付が滞っていた。」としており、当時の経理担当者からも、「社長（死亡）は社会保険事務所から何度か呼び出されていた。保険料を分割納付していた。小切手を振り出していた。」との回答がある上、申立人に電話にて聴取したところ、「何度も不渡り手形を出していた。」との供述があった。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年1月27日付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと考えることは難しく、社会保険事務所が申立人について5年3月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（5年3月から同年9月までは38万円、同年10月から6年9月までは41万円）に訂正することが必要である。

一方、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、平成5年10月1日の定時決定届出は、6年1月27日に取消処理されているものの、同年10月1日の定時決定届出以降の期間については、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理された形跡がうかがえず、9年3月21日に申立人が被保険者資格を喪失するまでの期間は一律20万円との記録が確認でき、当該期間に係る標準報酬月額が社会保険庁のオンライン記録とは異なることを証する資料及び周辺事情は無いことから、6年10月から当該事業所にお

ける厚生年金保険の被保険者資格喪失日である9年3月21日までの期間については申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要性は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る事業所における資格喪失日は、平成5年3月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年12月から5年2月までの標準報酬月額については26万円とすることが必要である。

また、申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、28万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月21日から5年3月1日まで  
② 平成5年3月1日から同年6月20日まで

平成3年12月から5年2月28日まで株式会社A（以下「A」という。）で勤務し、同社の給与は月に26万円くらいであったにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者期間は、3年12月21日から4年1月28日までと実際の勤務期間より短く、当該期間の標準報酬月額も8万円に5年3月8日に減額処理されている。

また、その後5年3月1日に異動した関連会社の株式会社B（以下「B」という。いずれも同一人物が代表取締役である関連会社）には同年6月20日まで勤務し、給与額も28万円くらいであったにもかかわらず、同社における当該期間の標準報酬月額は13万4,000円として6年1月27日に減額処理されている。

いずれの記録も納得できないので、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録では、Aにおける標準報酬月額は、当初、平成3年12月21日の資格取得時に26万円、4年

10月の定時決定において26万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（5年1月1日）以降の5年3月8日付けで、さかのぼって資格喪失日を4年1月28日とした上、同年3月の標準報酬月額を8万円に減額訂正していることが確認できる。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録について照会したところ、平成3年12月21日から5年3月1日まで記録があることが確認できる。

さらに、当該事実について、代表取締役は既に死亡しているため確認できず、その息子も、ねんきん特別便が届くまでは自らの標準報酬月額が減額訂正されたことについて一切知らなかったため、当時の詳細は不明としており、申立期間当時、給与の支給について遅滞はたびたびあったとする同僚からも、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（8万円）に対応した額に減額された合理的な事情をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所の職歴審査照会回答票の整理番号順における申立人の前後の複数の同僚（前期の代表取締役の息子を含む。）について、平成5年3月5日付け又は同年3月8日付けで、各同僚のそれぞれの資格取得日にさかのぼってそれぞれの標準報酬月額が一律8万円に引き下げられている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成5年3月8日付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について3年12月21日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理及び当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められない。

なお、平成5年1月1日から同年3月1日までの期間は、社会保険庁の記録によると、当該事業所は適用事業所としての記録は無いが、当該事業所は法人事業所であり、雇用保険の記録により従業員がいたことが確認できることから、適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①に係る事業所における資格喪失日は、雇用保険の加入記録から平成5年3月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。また、申立人の申立期間①の標準報酬月額については26万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、Bにおける標準報酬月額は、当初、平成5年3月の被保険者資格の取得時の記録で



は28万円と記録されていたところ、申立人が同社を退職（被保険者資格を喪失）した後の6年1月27日付けで、前述の記録が取り消され、その結果、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理時点までさかのぼって13万4,000円に減額訂正されている。

なお、雇用保険の被保険者記録においても、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正前の標準報酬月額とおおむね一致する賃金支払記録が確認できる。

また、当該事実について、代表取締役は既に死亡しているため確認できず、その息子も、ねんきん特別便が届くまでは自らの標準報酬月額が減額訂正されたことについて一切知らなかったため、当時の詳細については不明としており、申立期間②当時、給与の支給について遅滞はたびたびあったとする同僚からも、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（13万4,000円）に対応した額に減額された合理的な事情をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、同事業所の職歴審査照会回答票の整理番号順における申立人の前後の複数の同僚（前記の代表取締役の息子を含む。）について、平成6年1月27日付けで、5年3月1日にさかのぼってそれぞれの標準報酬月額がおおむね2分の1に引き下げられている。

加えて、同僚のうちの一人は、「平成3年ころに保険料が滞っていた。」としており、当時の経理担当者からも、「社長（既に死亡）は社会保険事務所から何度か呼び出されていた。保険料を分割納付していた。小切手を振り出していた。」との回答がある上、申立人に電話にて聴取したところ、「何度も不渡り手形を出していた。」との供述があった。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年1月27日付けで行われた遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものととは考え難く、申立人について5年3月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（28万円）に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年9月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年5月から同年8月までの標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

- 2 また、申立人の平成5年12月から6年4月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から6年10月25日まで

ねんきん特別便により、A株式会社での標準報酬月額が平成5年12月から8万円となっており、また、6年4月で厚生年金保険被保険者期間は終了し、翌月から国民年金被保険者になっていることがわかった。同年3月ころまで遅配はあったが、同年10月分の給料までは支給された。同年7月の賞与は支給されなかったが、月々の給与は減額されることもなく、年金の標準報酬月額の引下げ等についても一切説明はなかった。労働日数、労働時間に変更等は無く、同年10月25日まで引き続き勤務していた。したがって、申立期間の被保険者期間及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の被保険者記録（平成元年10月22日から6年11月25日まで）により、申立人が申立期間にAに勤務していたことが認められる。

また、平成6年7月分の給与台帳の写しから、申立人の給与からの資格喪失時点の標準報酬月額とほぼ一致する厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録では、同事業所は、平成6年9月7日付で同年5月31日にさかのぼって、社会保険の適用事業所ではなくなった日として処理されており、それと同時に申立人を含む26人についても同日にさかのぼって資格喪失を行っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由が無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた平成6年9月7日に訂正することが必要である

なお、平成6年5月から同年8月までの期間の標準報酬月額については、申立人のAにおける6年4月の社会保険事務所の記録から53万円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立人のAにおける標準報酬月額は、適用事業所ではなくなった日（平成6年5月31日）及びその処理日（6年9月7日）以降の6年12月7日に、5年12月から6年4月までの期間について53万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を<sup>そきゅう</sup>遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、53万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、平成6年9月7日から同年10月25日までの期間については、雇用保険の記録から継続して勤務していたことが推認されるが、同事業所は既に社会保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、平成6年9月7日から同年10月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から同年10月9日まで

社会保険事務所の記録では、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額が減額訂正されている。当該事業所の代表取締役であった時期はあるが、訂正処理が行われた日の1年ほど前に退職し、別の会社に勤務していた。減額前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録回答票（訂正・取消済資格記録）においては、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から同年9月までは53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった5年7月31日より後の5年8月31日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が、また、6年3月7日付けで、二人の標準報酬月額が、それぞれ、さかのぼって減額訂正されていることが確認でき、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額を9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、i) 商業登記簿により、申立人は当該訂正処理が行われた平成5年8月31日より前の4年12月25日付けで株式会社Aの代表取締役を退任したことが確認できること、ii) 厚生年金保険の資格記録によると、申立人は、当該事業所が適用事業所ではなくなった5年7月31日より前の4年10月9日付けで当該事業所に係る被保険者資格を喪失しており、社会保険庁の事業所記録回答票により、申立人は当該事業所が適用事業所で

はなくなつたときの事業主ではないことが確認できること、iii) 雇用保険及び厚生年金保険の資格記録により、申立人は当該訂正処理が行われた5年8月31日より前の4年10月9日付けで、当該事業所とは関係が無いB株式会社に係る雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、別の会社に転職したことが確認できること、iv) 4年2月の有効に処理された申立人の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の取得時決定が特段の理由無く取り消されていることから判断すると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難く、社会保険事務所において、このような遡<sup>そきゅう</sup>及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年2月から同年9月までは53万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年9月から17年1月までの期間並びに同年7月及び同年8月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月2日から18年1月27日まで  
社会保険事務所の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額は20万円となっているが、給与明細書の支給額より低い額となっており、保険料控除額から算出できる標準報酬月額とも相違しているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び支給額から判断すると、申立期間のうち、67か月（平成11年9月から17年1月までの期間並びに同年7月及び同年8月）の記録を22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成11年9月から17年1月までの期間並びに同年7月及び同年8月について一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、3か月（平成17年2月、同年3月及び同年6月）については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、6か月（平成17年4月、同年5月及び同年9月から同年12月までの期間）については、給与明細書の提出が無く、事業主も関係資料は無いとしていることから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年1月26日まで

A株式会社に勤務していた平成7年8月からの標準報酬月額が8年3月にさかのぼって41万円から22万円に引き下げられている。当時取締役だったが、営業担当で総務関係には関わっていなかった。調べて訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する平成7年8月から同年12月までは41万円とされていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（8年1月26日）の後の同年3月4日付けで、7年8月1日にさかのぼって22万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人はA株式会社において取締役であったことが確認できるが、同社の複数の同僚は、申立人は営業担当で社会保険手続には関与していなかったと供述している上、申立人は遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理当時B期間でこれに関与できる状況に無かったことから判断すると、申立人が当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正手続に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成7年8月から同年12月までを41万



円に訂正することが必要と認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成9年7月から10年1月までの標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月31日から10年2月28日まで

株式会社Aに勤務していた平成9年7月からの標準報酬月額が、10年5月にさかのぼって引き下げられている。調べて記録を回復してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年7月から10年1月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aについて厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年2月28日以降の同年5月6日に、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が9年7月から10年1月までは20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、株式会社Aの登記簿では、申立人は取締役ではない上、同僚のB氏は、同社の社会保険手続は同社の親会社にあたる株式会社Cの総務

担当の社員が行っていたと回答しており、同僚のD氏も同様の回答をしていることから判断すると、申立人が当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正手続きに關与していたとは考え難い。

さらに、申立人の雇用保険の記録では、取得日が平成9年7月31日、離職日が10年5月15日となっている。

加えて、株式会社Aの代表取締役E氏は、同社は平成10年4月に2度の不渡りを出して倒産し、社会保険料の滞納があったが、同年5月の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正当時は会社は債権者が管理していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成9年7月から10年1月までを59万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、当該期間における標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和40年3月21日から同年5月21日まで

昭和38年3月15日付でA株式会社B工場から同社C工場へ転勤となり、2年後にまた同社B工場に転勤となった。平成13年\*月に定年となりD社会保険事務所に厚生年金保険の受給手続に行ったときに、同社B工場で2か月、同社C工場で1か月の厚生年金保険の加入記録が無いことを知った。ただ、厚生年金保険料を払ったか否かは当時の給与明細書も無いのでわからない。

しかし、この3か月の期間についてA株式会社に在職していたことは間違いないので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間についてA株式会社に継続して勤務していたことが認められ（申立期間①は、

昭和 38 年 3 月 15 日に A 株式会社 B 工場から同社 C 工場に異動、及び申立期間②は、40 年 3 月 21 日に同社 C 工場から同社 B 工場に異動）、同社 C 工場を立ち上げた当時の責任者であった直属の上司も、新しい工場の運営に関し、経験者としての申立人が必要であったため、2 年間と期間を限定して申立人を同社 C 工場へ転勤させ、その後 B 工場に再度転勤させたことを供述している。

また、申立人は、2 度の転勤に係る辞令（①昭和 38 年 3 月 15 日付 A 株式会社 B 工場から同社 C 工場へ転勤、②40 年 3 月 21 日付同社 C 工場から同社 B 工場へ転勤）を所持しており、これにより申立期間は、転勤による異動であることが認められる。

さらに、申立人を異動させた上司によれば、①の期間については、辞令の日付は、昭和 38 年 3 月 15 日となっており、この日から転勤はしていたが、A 株式会社 C 工場は、同年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となるため、前日である同年 3 月末日まで同社 B 工場で厚生年金保険に加入させていたこと、②の期間については、辞令に記載された日付どおりの 40 年 3 月 21 日に同社 C 工場から同社 B 工場へ異動したことに間違いがないことを供述しており、他の複数の同僚も申立人が同社 B 工場から同社 C 工場に転勤をし、数年で同社 B 工場へ戻ったことを供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は両申立期間において A 株式会社 B 工場の厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、①の期間については、申立人の A 株式会社 B 工場における資格喪失時前の昭和 38 年 2 月の社会保険事務所の標準報酬月額の記録から 2 万円とし、②の期間については、申立人の A 株式会社 B 工場における資格取得時の 40 年 5 月の社会保険事務所の標準報酬月額の記録から 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 株式会社は、すでに存在せず、現在の事業承継会社である E 株式会社においても当時の資料が無いことから不明としているが、申立期間①については、事業主が資格喪失日を昭和 38 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知をおこなったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無

いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年2月から5年3月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を3年2月から同年9月までの期間を41万円、同年10月から4年9月までの期間を44万円、及び同年10月から5年3月までの期間を20万円に訂正することが必要である

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年10月ころまで

昭和60年4月1日から平成5年10月ころまでA区に本社のある株式会社BのC支店で勤務していた。Dで何があったのかはわからないが、いつの間にか厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられているので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び雇用保険被保険者記録から、申立人の株式会社Bでの勤務期間は、昭和60年4月1日から平成5年4月20日までと認められる。

また、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）によれば、申立人の株式会社Bにおける厚生年金保険の標準報酬月額は平成3年10月の定時決定において44万円と記録されていたところ、同定時決定の記録が4年3月6日にさかのぼって20万円に訂正された上、さらに、同月10日に3年2月から前述の定時決定までの期間についてもさかのぼって41万円から20万円に訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険事務所において、株式会社Bに係る厚生年金保険料の滞納を確認することができる滞納処分票等の資料が保存されていないことから、当該事業所の滞納状況について確認することができないが、同僚の供

述によると申立期間当時、同社の経営状態は悪く、事業主が別事業で行っていた飲食店のおかげで同社が事業を継続することができていたとしており、複数の同僚によると、申立期間当時、当該事業所において給与の遅配や未払いがあったことを供述している。このような状況から判断すると、当該事業所は申立期間当時において、厚生年金保険料の滞納があったものと考えるのが妥当である。

加えて、申立人が当該事業所における被保険者資格を喪失した日（平成5年4月21日）以後の6年3月7日に、4年10月の定時決定において記録された20万円を取り消し、同年2月にまでさかのぼって8万円に訂正されていることが確認でき、社会保険事務所において、このような<sup>そきゆう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、同僚12人に<sup>そきゆう</sup>遡及訂正が認められ、そのうち連絡の取れた3人も自分自身の記録が訂正されていたことを知らされていなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成3年2月から同年9月までを41万円、同年10月から4年9月までを44万円、及び同年10月から5年3月までを20万円）とすることが必要と認められる。

なお、申立期間のうち、平成5年4月21日から同年10月までの期間については、申立人は、株式会社Bを退職して1か月くらいしてから次の会社に転職したとしているが、給与明細書等の在籍が確認できる資料を所持しておらず、同社もすでに解散しており、ほかに申立期間の勤務を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、厚生年金保険の被保険者として認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA所（現在は、B会）の資格喪失日に係る記録を昭和63年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月1日から同年10月1日まで  
昭和63年4月1日から、A所に勤務し、同年9月1日から平成元年3月31日までCの運営する「D所」に勤務していた。  
この間、継続して勤務をしており、年金加入記録が、昭和63年9月1日から同年10月1日までの1か月が抜けていることについては、事務手続上のミスであり、この期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B会理事長E氏の「厚生年金加入期間と保険料控除に関する証明書」から判断すると、申立人がA所に継続して勤務し（昭和63年10月1日にA所から新規系列法人であるCに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA所における昭和63年8月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「厚生年金加入期間と保険料控除に関する証明書」及び事業所照会の回答文書において、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格喪失日を昭和63年9月1日として届け、申立人から保険料を控除したものの、社会保険事務所へは納付していないことを認めていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立

人に係る同年9月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年3月まで

私が20歳になった時、私の母親がA区役所にて国民年金への加入手続を行い、それ以後、申立期間の国民年金保険料を納付しており、当時長方形の黒っぽい手帳を見せられた記憶がある。すべて母親が行ってきたので詳細は分からないが、当時は母子二人暮らしであり、将来への不安から私の保険料を納付したものだと思う。年金番号の統合がされていないと考えられるので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月に、その母親がA区役所で申立人の国民年金への加入手続を行い、それ以後、申立期間の国民年金保険料を納付しており、年金番号が統合されていないため、申立期間が未納となっているとしているが、申立人が国民年金への加入手続をしたとする形跡が無く、申立期間当時を含め、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金手帳記号番号と厚生年金手帳記号番号が統合されていないために申立期間の保険料が未納となっているとは推認できない。

また、申立人の国民年金への加入及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の母親は、既に他界していて証言が得られず、申立人はそれらに関与していないため、国民年金への加入及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から59年9月までの期間、59年11月から60年3月までの期間並びに62年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月から59年9月まで  
② 昭和59年11月から60年3月まで  
③ 昭和62年8月及び同年9月

申立期間①及び②については、父親が、私の国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料は、私が20歳になった昭和55年から1年間分をまとめて毎年納付してきた。申立期間③については、私が病気で勤務先を退職後、再就職するまでの期間の保険料を父親が納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の父親は、申立人の国民年金への加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を1年ごとにまとめて納付してきたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は昭和60年7月ころであり、その時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間及び過年度納付によりさかのぼって納付する必要がある期間となるため、申立人の父親が記憶している1年ごとにまとめて納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人及びその父親と同居していた申立人の弟の国民年金手帳記号番号は、申立人の同番号と連番で払い出されていることから、申立人及びその兄弟は同時期に国民年金に加入したと推定されるが、申立人の弟も申立期間①及び②と重なる昭和58年12月から60年3月までの保険料が未納となっている。

- 2 申立期間③について、申立人は、病気により勤務先を退職し、その父親の勤務する会社に就職するまでの2か月間であり、その父親が納付したとしているが、同期間の保険料を納付するためには国民年金への再加入手続が必要となるものの、申立人の父親からその手続に関する具体的な申述は得られず、再加入手続を行った形跡も見当たらない。
- 3 また、申立期間①、②及び③を通じ、保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、国民年金への加入及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人はそれらに関与していないため、申立人の国民年金への加入及び保険料の納付状況が不明である上、申立期間①、②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から45年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から45年7月まで

申立期間については、A区で夫と婦人服の仕立業をしていた時に、近所に住む男性が国民年金保険料の集金に自宅に来ていたはずであり、夫が納付していたのを見ていた記憶があることから、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A区でその夫と婦人服の仕立業をしていた際、近所に住む男性が国民年金保険料の集金のため自宅を訪れ、夫が保険料を納付していたのを見ていたと主張しているが、納付したとする夫から保険料納付に関する証言が得られず、夫も申立期間は国民年金に未加入となっており、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した昭和45年12月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から42年3月までの期間、45年4月から同年6月までの期間及び45年12月から50年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年6月から42年3月まで  
② 昭和45年4月から同年6月まで  
③ 昭和45年12月から50年11月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和40年3月の結婚前は自分の父親が納付し、結婚後は夫の父親が納付してくれたはずである。50歳になる前にA社会保険事務所とB市役所（現在は、C市役所）に行き未納期間があるなら国民年金保険料を納付したいと思い調べてもらったら、大丈夫ですと言われて安心していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和40年3月の結婚前は申立人の父親が国民年金保険料を納付し、結婚後は申立人の夫の父親が納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は申立期間後の42年4月ころであり、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する必要がある期間となるが、夫の父親は他界していて納付状況が不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立期間①当時、申立人と同居していたとするその姉は当該期間について国民年金に加入していない。

2 申立期間②及び③について、申立人は、国民年金保険料の納付場所、



納付時期及び納付金額など納付についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、保険料の納付状況が不明である上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

また、申立人の当該期間は任意加入期間であるが、社会保険庁の記録によれば、申立人は未加入となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されて任意加入した形跡は見当たらない。

- 3 申立人の国民年金手帳及びD市の国民年金被保険者名簿には、国民年金手帳記号番号が誤記されていた経緯があるが、そのことに起因すると考えられる納付記録の誤りは、平成20年12月に訂正されており、申立期間の納付記録を訂正する事情とは考え難い。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月から 51 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親が年金加入手続をして納税組合を通じて納付したはずであり、父母及び主人も納付しており、私だけ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父親が申立人の国民年金加入手続を行い保険料も納期ごとに納税組合を通じて納付していたはずであるとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から国民年金加入の手続時期が昭和 51 年 3 月ころと推定され、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、父親は既に他界していて証言が得られず、保険料の納付状況が不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間の保険料の納付を裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで

自分の将来のために国民年金に加入した。昭和46年5月ころ、A町(現在は、B市)役場で加入手続を行い、その場で国民年金手帳を受け取った。その後、役場から届いた納付書を持って、C銀行D支店で定期的に保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和46年5月に国民年金加入手続を行い、以後、定期的に国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年6月ころに払い出されており、払出時点からすると申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年6月ころは、第2回特例納付期間中であつたが、申立人は特例納付を利用して申立期間の国民年金保険料を納付したことや、その他の時期において、さかのぼって納付したとする記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年3月まで

母が私の将来のために、私の国民年金加入手続と、加入後しばらくの間の国民年金保険料を納付してくれていた。後に母から、「加入当初からの保険料はすべて納付しておいた。」と言われ、年金手帳を受け取った。母は、私の兄弟の保険料も納付しており、その兄弟の保険料はすべて納付済みとなっているのに、私の保険料だけ、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金加入手続をし、加入当初からしばらくの間の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は、昭和43年10月から45年3月までの国民年金の納付書を所持しているものの、この申立期間の一部に係る保険料の納付書は、未使用のまま保管されており、領収印も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年11月ころに払い出されているが、申立人の43年9月分の国民年金保険料について、申立人は、特例納付等によりさかのぼって保険料を納付したとは主張しておらず、申立期間の保険料を納付していたとするその母親も、既に他界しており、納付状況が不明である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から47年3月まで

私は、夫と一緒に昭和47年の春から夏ごろにA市役所に行き、私と夫の国民年金の加入手続をした。窓口で最低25年間国民年金保険料を納付しないと年金受給資格が得られないといわれ、その場で44年3月から47年3月までの保険料をさかのぼって一括で納付した。その後も二人分の保険料を一緒に納付してきたので、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳記号番号の払出日は昭和47年6月27日であり、45年3月以前の国民年金保険料は、時効により納付できない上、申立人は37年からA市内に住所を定めているが、A市において申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

一方、申立期間については、申立人の配偶者も未納となっており、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年2月まで  
昭和40年当時、私は、大学入学試験に失敗して浪人中であったが、母が自分の国民年金保険料納付の際、A市役所の窓口の人から、浪人の人も国民年金加入は強制加入なので、保険料を納付するよう言われた。このため、両親は、自分の国民年金保険料を納付する際に、私の保険料も同時に納付していた。その後、昭和44年に私がB地の大学生になっても父母は、継続して大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が故郷のA市で、申立人の国民年金の加入手続きを行い、両親が申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の両親は既に他界し、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年2月ころに払い出されており、払出日からすると申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、A市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年3月まで  
会社を退社した昭和52年7月ころ、A市役所で国民年金の加入手続をした。

申立期間である昭和52年8月から53年3月までの8か月の国民年金保険料については、B銀行（現在は、C銀行）の夫の通帳から税金の名目で毎月引き落された記録があることから、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和52年7月ころ、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料は、その夫のB銀行D支店の通帳から固定資産税とともに毎月口座引落しにより納付したと申し立てているが、A市では、申立期間のころの保険料の徴収は3か月ごとであり、税金ではない国民年金保険料を固定資産税等の税金と一緒に銀行口座から引き落とし徴収することはなかったとしており、申立内容の信ぴょう性が高いとは言い難い。

また、申立人について、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年7月まで  
申立期間の国民年金保険料については、A社会保険事務所で約30万円の保険料を一括納付しているはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A社会保険事務所で納付したと主張しているが、申立人の厚生年金保険の記号番号がそのまま基礎年金番号となっていることや、平成10年に初めて国民年金の被保険者となったとする記録があることから、その時点では申立期間の保険料は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、A社会保険事務所が建て替えのため仮庁舎で事務を行っていた昭和60年ころ窓口で納付したとしているが、当該事務所が建て替えのため仮庁舎で事務を行っていたのは平成12年ころである。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料として約30万円を一括で納付したとしているが、申立期間の保険料額は約18万円であることから金額に大きな違いが見られること、申立人の納付記録から夫婦の平成10年及び11年の保険料は12年に納付されていることが確認でき、この金額を合計すると約32万円となることから、この期間の納付と申立期間の納付とを勘違いしている可能性がある。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年8月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月から56年3月まで  
国民年金については、将来のために思い税金を納める感覚でしっかりと納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金について、将来のために思い納付を続けてきたので未納期間があることに納得できないとしているが、申立人は、申立期間のころに住所のあったA市及びB市における国民年金の加入手続や納付の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年1月12日に払い出されており、払出日からすると、申立期間のうち54年12月以前の保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立期間のころ、申立人と同居していたその元妻の国民年金の納付記録も未納となっている。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで  
昭和49年9月に離婚し実家に戻ってきた際に、母親が将来を心配して国民年金の加入手続をしてくれた。その際に、私が将来最大限の年金をもらえるように過年度分は私に納めさせ、さかのぼりの保険料は母親が一括して納付してくれたと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親がA区役所に行き、申立人の国民年金の加入手続及びさかのぼり分の国民年金保険料の一括納付をしたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は第2回特例納付実施期間内の昭和50年1月22日に払い出されているものの、国民年金の加入手続及び特例納付保険料の納付をしたとする申立人の母親は既に他界しており、申立人自身は保険料納付に関与していないため、納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立人の母親が申立期間の特例納付保険料を納付したとする時期、納付場所等の記憶があいまいである上、申立人の所持する領収証書によると、申立人は、昭和47年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付により納付していることが確認できることから、特例納付保険料は申立人の母親が納付していたとする主張に矛盾が認められる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 から 54 年 3 月 まで

母親が収入に余裕があるからと、私が20歳になった時にA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。姉、妹及び弟の兄弟3人についても私と同様に母親が国民年金保険料を納付してくれていた。大学卒業後は自ら納付した記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が収入に余裕があるからと、申立人が20歳になった時にA市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、申立人の姉、妹及び弟の兄弟3人についても申立人と同様にその母親が国民年金保険料を納付してくれており、大学卒業後は自ら納付した記憶もあると申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年11月14日に払い出されていることから、その時点では、申立期間の大半は時効により納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び社会保険庁の記録によると、申立人の母親が国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の兄弟3人のうち、妹は24歳の時に国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されており、保険料も申立人と同じ昭和54年4月からの納付開始となっている上、弟の国民年金手帳記号番号は払い出しも確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周

辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から54年3月まで

私は昭和51年3月ころにA区B地で工場を始めるに当たり、元勤め先の上司のアドバイスを受け国民年金に夫婦で加入した。住民票はC区にあるが、昼間は夫婦ともにB地の工場に出て留守にするため、C区役所に相談したところ、しばらく後にA区役所から集金に行く旨の連絡があり、初老の婦人が集金に来てくれ、保険料を納付していた。昭和54年1月に工場をD市に移転した後も、引き続き同じ集金人がD市まで集金に来てくれた。

確かに国民年金保険料を納付したのに申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C区に居住しているときに、工場のあったA区に来た同区の集金人に国民年金保険料を納付し、昭和54年1月にD市に工場を移転した以後もしばらく同一人が集金に来たので保険料を納付したとしているが、A区では同区の集金人に他市区町村の住民の保険料を集金させる取扱いは行っていないとしている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号はD市在住時の昭和54年4月ころに払い出されており、この時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、C区在住時に申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から61年3月まで

昭和55年8月に自営業を始めた時に、税理士から小規模企業共済への加入とともに国民年金の加入も勧められた。国民年金保険料の納付は妻に任せており、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。国民年金保険料の記載がある昭和59年分確定申告書(控)が残っており、資料がない59年以外の期間も保険料を納めているはずである。申立期間について、未加入となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和59年分確定申告書(控)に記載のある国民年金保険料額7万3,470円は、59年の1人1年分の保険料額と一致しており、59年について申立人は未加入である一方、その妻は納付済みとなっていることから、当該記載保険料額は妻の分と推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその妻の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間に係る国民年金加入の手続の場所や時期等に関する記憶が曖昧である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年4月ころに払い出され、国民年金被保険者資格を61年4月にさかのぼって取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間であり制度上保険料を納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から51年12月まで

私は、友人に勧められ国民年金に加入して以来、保険料を納付してきた。年金特別便がきて未納期間があることが分かりました。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、特例納付でなく、納付書により毎月保険料を納付してきたので印紙検認方式による納付の記憶は無いとしているが、A市では、印紙検認方式から納付書方式に変更になったのは昭和47年4月からとし、納付書は1年間の保険料を四半期ごとに納付することになっていたとしている。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料について、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年3月31日時点においては、36年4月から40年7月までの保険料を特例納付、52年1月から53年3月までの保険料を過年度納付、53年4月から54年3月までの保険料を現年度納付したと推認でき、当該時点において、特例納付、過年度納付及び現年度納付した保険料は、国民年金の受給権を確保するための保険料の納付であったことがうかがわれる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から53年3月まで

私は、嫁いだ先が飲食店経営を行っていたので手伝いをしており、夫の姉が国民年金の加入手続をしてくれて、家に集金に来た納税組合の役員に国民年金保険料を納付した。嫁いだ先の家族全員が納税組合を通じて保険料を納付し、納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義姉が国民年金の加入手続をして国民年金保険料も納税組合を通じて納付してくれたと主張しているが、その義姉は国民年金の加入状況や保険料の納付状況を覚えておらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年1月29日時点ではほとんどの期間が時効により納付できない期間であり、特例納付や過年度納付したかどうかについても記憶に無いとしている上、当初は義姉が納付したと主張していたが、後日、義姉は若かったので母が行ったと主張を変えたものの、その母は亡くなっているため、納付状況は不明である。

また、申立人は、嫁いだ先の家族全員が国民年金保険料を納付しているのに申立人の保険料が未納となっているのは納得できないとしているが、申立人、申立人の義姉の夫及び義弟の妻の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月29日に連番で払い出されているにもかかわらず、義弟の妻の保険料は、申立期間は未納になっており、義姉の夫の保険料は、43年4月から51年12月までの期間は法附則第4条により特例納付しており、52年1月から54年3月までの期間は54年11月に過年度納付していることから、申立期間の保険料について、納税組合を通じて納付したものと確認することが

できない。

さらに、申立人は、申立期間の前後の未納期間について、未納の理由は分からないとしており、申立てもしないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から54年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から54年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った際、友人から聞いていた付加保険料(400円)について、市役所の職員からも説明を受け勧められたので、付加保険料を含めた保険料を納付してきた。申立期間の保険料に付加保険料が加味されていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の際に付加保険料を加えた保険料の納付の手続をしたと主張しているが、国民年金の加入手続を行ったA市の被保険者名簿では、付加保険料の申出が昭和57年1月13日に行われたことを示すスタンプが押されており、社会保険庁の特殊台帳においても申立期間は定額保険料で付加保険料は57年1月からとなっていることから、申立期間の付加保険料を納付したことがうかがえない。

また、申立人は、申立人の友人と一緒に国民年金の加入手続に行き、付加保険料を加えた保険料を納付したと主張しており、その友人の国民年金手帳記号番号が申立人と連番になっていることから、一緒に国民年金の加入手続をしたことは認められるものの、その友人の保険料についても、申立期間は定額保険料となっている。

さらに、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 53 年ころ、友人から国民年金の特例納付制度により過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できると聞き、新聞にも掲載されていたので、特例納付の手続をして保険料を一括で納付した。申立期間が未納となっているとことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を特例納付により納付したと主張しているが、当初は特例納付保険料として 13 万円を A 区役所の窓口において現金で納付したとしていたのを、転居後の B 区役所の窓口において現金で 30 万円を納付したと言い換えて主張している上、B 区では特例納付書を発行していたとしているものの、両区役所とも窓口においては、保険料を現金で収納していないとしており、しかも実際の保険料は 33 万 6,000 円で差があるなど、記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金の加入手続について、昭和 53 年 2 月又は同年 3 月ころ加入手続に行ったとしており、国民年金手帳記号番号も 53 年 2 月 16 日に払い出されていることから、同年 2 月に加入手続を行ったと推認でき、当該時点において、時効になるまでの 51 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度及び現年度納付として納付したものと推認でき、申立期間の保険料は、加入手続の時点で時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等について、当初の申立て以上に具体的な申述が得られなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年12月まで

平成10年1月から会社が厚生年金適用事業所になった。その時既に45歳だったため定年まで働いても掛け金年数が足りないので、同年2月ころ妻がA社会保険事務所へ電話で2年間の国民年金の納付申し込みをして、8年3月分から毎月郵便局で支払った。9年4月以降の保険料を納付しようとしたが、送られてくると思っていた納付書が送られてこなかったため妻が社会保険事務所に連絡し納付書を送ってもらった。

しかし、納付するのが遅れ郵便局で納付できない分が出たので、妻が社会保険事務所と相談して私が社会保険事務所に出向き一括して納付した。妻は納付した金額は15万円か16万円くらいと言っているが、私は納付した金額や時期を覚えていない。

当時の領収書も取ってあったが年金問題が起きるとは予想もしなかったため支払いが終わって5、6年経ったころ処分してしまった。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しようと思い、平成8年度の過年度保険料納付が終わってしばらく経ってから、その妻が社会保険事務所に連絡し納付書の交付を受けたものの、納付するのが遅れたので申立人が社会保険事務所に出向き一括して納付したとしているが、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は一括して納付した時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、当初過年度分である平成8年3月から9年3月までと現年度である平成9年度の

約2年間の納付書を社会保険事務所から交付され、その納付書で毎月納付したとしていたが、その後、申立期間に係る納付書は新たに交付を受け、その納付書で申立人が一括して納付したと申述を変遷させている。

さらに、口頭意見陳述により、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける事情を汲み取ろうとしたが、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から61年3月まで

昭和53年3月に会社を辞め、同年7月に自分で会社を設立した。その年のうちに妻がA市役所に行って二人分の国民年金加入手続をし、B金庫C支店で毎年1年分を一括して支払った。長男が20歳になった昭和58年の時も妻が加入手続をして、それからは3人分を前納した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月ころ、その妻がA市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、その長男についても20歳になった58年に加入手続をし、その後は3人分の保険料を納付したとしているが、申立人及びその妻の国民年金被保険者資格取得日は申立人が所持する国民年金手帳から61年4月1日であることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人、その妻及びその長男の国民年金手帳記号番号は、いずれも昭和61年4月ころに払い出されており、保険料納付も61年4月から開始されていることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から61年3月まで  
昭和53年3月に夫が会社を辞め、同年7月に自分で会社を設立した。その年のうちに私がA市役所に行って二人分の国民年金加入手続をし、B金庫C支店で毎年1年分を一括して支払った。長男が20歳になった昭和58年の時も私が加入手続をして、それからは3人分を前納した。  
申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月ころ、A市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、その長男についても20歳になった58年に加入手続をし、その後は3人分の保険料を納付したとしているが、申立人及びその夫の国民年金被保険者資格取得日は申立人が所持する国民年金手帳から61年4月1日であることが確認でき、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人、その夫及びその長男の国民年金手帳記号番号は、いずれも昭和61年4月ころに払い出されており、保険料納付も61年4月から開始されていることが社会保険庁の記録から確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から同年12月まで  
結婚後の昭和44年から平成12年7月にA区からB市に引っ越しするまで、C銀行D支店の集金人に保険料を納め毎年確定申告書も出していた。当時の領収書は年金をもらうようになったので処分してしまったが、一緒に納めていた妻が納付済みになっているのに、私の分が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をC銀行D支店の集金人にその妻の分と一緒に納付したと主張しているが、申立人に対して平成12年9月18日に過年度納付書が作成されていることから、申立期間は未納であったと推認できる一方、一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻は申立期間を現年度納付しており申立人の申述と符合しない上、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無い。

また、申立人は昭和14年1月生まれであり、申立期間直前の平成10年3月時点で満額の老齢基礎年金を受給できる444か月(37年)の保険料を納付している。

さらに、平成12年9月の納付書の発行の時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 2 月 1 日から 6 年 11 月 30 日まで

社会保険庁からの連絡により、株式会社Aにおける平成 5 年 2 月から 6 年 10 月までの厚生年金保険料の標準報酬月額が、同年 12 月 21 日付けで、当時の報酬月額に見合うものとなっていない金額に訂正されているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 6 年 11 月 30 日以降の同年 12 月 21 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が 5 年 2 月から 6 年 10 月までの 21 か月間を 44 万円から 8 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間を含め、株式会社Aの代表取締役であり、同事業所は申立期間当時、社会保険料の支払を滞納しており、この滞納保険料について、申立人は社会保険事務所に相談したとしている。

また、申立人は、社会保険事務所で申立人自身の標準報酬月額を下げる話し合いを行ったとしており、申立人が標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 1717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 1 日から 9 年 2 月 末日まで

平成 7 年 7 月から 9 年 2 月までの期間は、標準報酬月額が前後の期間と比較して低くなっていた。その間、今までどおりの給与をいただいていた。平成 5 年から全社員対象に年俸制を導入したが、会社の経営悪化により給与が減額されたのは私が退職した後の 12 年 8 月から破産までの期間と聞いている。

申立期間の標準報酬月額を元の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 1 月から、平成 12 年 8 月 21 日に株式会社 A が厚生年金保険の適用事業所でなくなるまで、当該事業所に勤務し、厚生年金保険に加入しており、社会保険庁の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が、7 年 7 月の月額変更届により 38 万円から 28 万円に引き下げられており、6 年 11 月の標準報酬月額と比較しても低くなっているため、訂正してほしい旨を申し立てているが、当時の経理担当者は、会社の方針により、申立期間の 7 年 7 月からは年俸制から賞与を切り離し、給与だけの厚生年金保険料を計算して控除を行ったために、標準報酬月額が減額したと供述している上、社会保険事務においてこのような訂正処理が行われた形跡も見当たらない。

なお、申立人は平成 8 年 10 月から取締役昇格し、給与も増え標準報酬月額が増額になっているが、6 年 11 月からの当時の会長は既に亡くなっている上、申立期間の賃金台帳等は破棄されていることから、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も

無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 2 月 20 日まで  
昭和 41 年 9 月 10 日から 42 年 2 月 20 日まで A 株式会社 に勤務しており、この間、厚生年金保険料を控除されているが、社会保険庁の記録では同年 2 月が被保険者期間となっていない。勤務したのは昭和 42 年 2 月 20 日までであるが、同月分の厚生年金保険料は控除されており、このことは、給与明細書からも明らかであるので、同年 2 月も被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 株式会社の給与明細書により、申立人は、同社に入社した昭和 41 年 9 月から、退職した 42 年 2 月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、申立人は、A 株式会社における資格喪失日は、昭和 42 年 2 月 20 日であったとしており、このことは、社会保険庁の記録も同様となっている。

なお、申立人は申立人の事情により、当該事業主には一切連絡してほしくないこと、また、同僚を介して事業主へ知られたくないことの要望があり、事業主及び同僚については照会することができない。

一方、厚生年金保険法では第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 42 年 2 月 20 日であり、申立人の主張する同年 2 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が、昭和 42 年 2 月分の厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 16 日から同年 12 月 1 日まで  
平成 9 年 12 月 2 日に、さかのぼって、株式会社 A での同年 6 月から同年 11 月までの標準報酬月額が 30 万円から 15 万円に引き下げられているのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、株式会社 A での申立人の標準報酬月額が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 9 年 12 月 1 日）の翌日の同年 12 月 2 日に、さかのぼって、同年 6 月から同年 11 月までの期間を 30 万円から 15 万円に訂正されていることが確認でき、また、登記簿謄本によると、申立人は同社において取締役等の役員ではなく、事業主は、申立人が日給月給の従業員であり、社会保険関係は全く担当外であると供述している。

しかしながら、株式会社 A は、平成 9 年 5 月 16 日にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び従業員 7 人が被保険者資格を喪失しているが、その 1 か月後の同年 6 月 16 日に再び厚生年金保険の適用事業所になったときに、被保険者資格を取得したのは申立人のみで、他の従業員は被保険者資格を取得しておらず、同年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなるまでの期間に被保険者資格を取得した従業員が無いことから、同社において申立期間中に厚生年金保険被保険者であった者は、申立人だけであることが確認できる。

さらに、事業主は、社会保険事務所に対する訂正処理の手続や書類の作成等は、事業主である自分が行っており、申立期間当時は厚生年金保険料の滞納はなかったと供述していて、事業主の標準報酬月額記録は、申立期間より 1 年 6 か月以上前の平成 8 年 4 月 18 日付けで、6 年 4 月 1 日までさかのぼって訂正されているが、事業主とその妻以外の他の従業員に標準報酬月額記録に訂正



は無く、8年4月18日後の事業主の記録には遡<sup>そきゆう</sup>及訂正は確認できない。

加えて、事業主は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった直後に申立人の標準報酬月額が訂正されている事情について、申立人の意向に沿って社会保険事務所に標準報酬月額の訂正の届出を提出した旨の供述をしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 20 日から 28 年 4 月ごろまで  
社会保険事務所にA株式会社の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、確認できなかったとの回答を受けた。一緒に入社し、1年余りで一緒に退社している友人のB氏の記録は確認できたと聞いた。私の場合、氏名のフリガナを「C」、生年月日を「D」として届け出たことで見つかりづらいと思っているが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA株式会社に入社したとする当時の同僚二人の供述や、申立人自身が複数の同僚の氏名を上げていることなどから、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間に同社に勤務していたと推認できる。

しかし、申立人が氏名及び生年月日を相違して届出したとしていることについて調査したが該当する記録は無かった。

また、A株式会社に勤務していた複数の同僚について、厚生年金保険の資格取得年月日を調査したところ、中学校卒業時期より3か月から1年3か月经過してから資格取得していることが確認できたことから、当該事業所においては、ある一定のルールをもって試用期間を定めていたと推認できる。

さらに、当該事業所は既に事業実態がなく、当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格取得日が昭和26年7月2日から28年5月28日までの期間において、申立人の氏名は確認できず、かつ健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 42 年 9 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A株式会社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 39 年 5 月ごろ、勤めていたB所が倒産しA株式会社の役員の方に勧められ入社した。職場は違うが一緒に電車通勤した友人も覚えており年金記録もあると聞いているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に申立期間に勤務していた 24 人の同僚のうち 15 人は既に死亡しているが、7 人の同僚に対して申立人の勤務の状況について照会したところ、2 人は申立人を覚えていないが 5 人は記憶していること、及び当時の同僚で、昭和 40 年 7 月 21 日に同社を退職した同僚は「申立人が勤務していたのは短い期間で、退職時、既に申立人は退職していた」との供述や、当時の専務取締役は「申立人が勤務していたのは 1 年くらいであった」との供述もあり、申立人の勤務期間は特定できないものの、申立期間当時同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、同社は平成元年 12 月 22 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、当時の経理担当者は、「みな厚生年金保険に加入していた」としているが詳細についての供述を得ることはできない。さらに、当時の専務取締役も「職種により厚生年金保険に加入していない者もいたであろうが、申立人は加入していたと思う」と供述しているが、昭和 36 年ごろ同社に勤務するようになった申立人と職種が同じである同僚（36 年ごろに入社）は、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 38 年 1 月 1 日から 1 年以

上経過した39年2月15日に資格を取得しており、すべての期間において厚生年金保険に加入していたわけではないことが確認できる。このほかに申立人の勤務期間について明確な記憶がある同僚は無いことから、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況についての詳細は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

なお、申立人の当該事業所での雇用保険被保険者としての記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 1722

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月18日から33年8月30日まで  
昭和31年5月18日から33年8月30日まで株式会社Aに勤務していた。  
同年10月1日にB市に嫁ぎ、60歳まで年金のことは頭になく、60歳の時C  
社会保険事務所で調べたところ脱退となっていた。お金をいただいていた  
ので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和33年11月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 12 月 1 日から 31 年 6 月 20 日まで  
(株式会社A)  
② 昭和 31 年 7 月 3 日から 34 年 3 月 16 日まで  
(株式会社B)  
③ 昭和 37 年 5 月 14 日から 40 年 9 月 1 日まで  
(C株式会社)

私は、申立期間①は株式会社A、申立期間②は株式会社B、申立期間③はC株式会社に勤務していた。

それらの厚生年金保険被保険者期間の厚生年金保険は一時金で受給したことになっているが、会社から説明を受けたことも受け取ったこともないので納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるというのは考え難い。

また、いずれの期間とも、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立期間①及び②については、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後2ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年3月の前後2年以内に資格喪失した者5名の脱退手当金の支給記録を

調査したところ、全員が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間①及び②と申立期間③、さらに申立期間後の被保険者期間はそれぞれ別の番号となっており、脱退手当金を支給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金をいずれも受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日まで  
昭和 44 年 1 月分の給料から厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間に係る昭和44年1月分の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は昭和44年1月20日に当該事業所を離職していることが確認でき、この離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と合致している。

また、厚生年金保険法第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する。」とされており、同法第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日は昭和44年2月1日ではなく、同年1月21日が資格喪失日となる。

さらに、申立人は、当該事業所に使用されなくなった日が昭和44年1月20日であったと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和44年1月分の厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できるが、申立期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 63 年 6 月まで  
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間について、給与明細書の給与額と標準報酬月額が見合っていないので、給与明細書の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 57 年 11 月から 63 年 5 月までの給与明細書（58 年 2 月分、同年 3 月分、同年 7 月分、同年 11 月分、61 年 4 月分、同年 11 月分及び 62 年 1 月分を除く）において確認できる給与額（報酬月額）は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額よりも高額である。

しかしながら、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額を照合したところ、両者が一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書等を保管していない昭和 58 年 2 月分、同年 3 月分、同年 7 月分、同年 11 月分、61 年 4 月分、同年 11 月分、62 年 1 月分及び 63 年 6 月分については、事業主も申立期間当時の関係資料は保管していないとしていることから、申立内容の事実関係を確認することはできない。

なお、申立期間のうち、申立人が給与明細書等を保管していない昭和 58 年 11 月分、61 年 4 月分、同年 11 月分、62 年 1 月分及び 63 年 6 月分については、同僚から提供された厚生年金保険料控除額を記載した資料を検証したところ、提供された厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 21 日から 15 年 3 月 3 日まで  
申立期間は株式会社Aに勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間において、株式会社A勤務中に厚生年金保険料を給与から控除されていたと申し立てているが、平成 15 年 4 月 4 日に申立人が同社を相手に提起した解雇無効による地位保全等の訴訟で同社の連絡担当者であった元取締役は、i) 当該訴訟の和解協議の過程で双方の訴訟代理人の間で、申立人を同社において健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に遡及して加入させることが協議されたこと、ii) 協議の結果、同社は申立人がこれら社会保険料の自己負担額を負担することを条件に遡及して加入させることに同意し、関係書類を申立人に郵送したことを供述している。また、申立人の訴訟代理人もこの供述内容を事実として認めていることから、申立人は、同社に勤務していた時期には厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

2 B地方裁判所が保管している事件記録の写しにより、申立人と株式会社Aとの訴訟は平成 15 年 8 月 1 日に和解協議が成立したこと、同社は同年 8 月 20 日に申立人の訴訟代理人名義の口座に和解金 200 万円を振り込みしたこと等が確認できる。また、申立人が提出した同社に係る雇用保険被保険者資格喪失確認書の交付年月日は同年 8 月 20 日付けとなっており、同社が雇用保険の遡及加入の事務手続を行ったことが確認できる。

しかし、元取締役は、i) 雇用保険は本人負担額が1万1,564円と少額であったため、加入手続後に申立人の負担額を受領すれば足りると考えて申立人側からの支払を待たずに遡<sup>てきゅう</sup>及加入の手続を済ませたこと、ii) 健康保険及び厚生年金保険については、本人負担額が26万9,200円（うち厚生年金保険分は17万3,500円）と高額なため申立人側からの送金を待っていたが、和解後も申立人及び訴訟代理人から保険料の送金は無く、結局、申立人の厚生年金保険の加入手続は行っていないことを供述している。

一方、申立人は「訴訟代理人が和解金から自分の厚生年金保険料の負担分を株式会社Aに支払ったはずなので訴訟代理人に確認してほしい」とも供述しているため、訴訟代理人に照会したところ、弁護士法の守秘義務もあって、第三者委員会が照会することを承諾する旨の申立人の書面がないと回答できないとのことであった。

このため、申立人に訴訟代理人に対する照会の経緯を説明し、承諾書面の提出を要請したところ、申立人から「了解した」との回答があったため、「当委員会が訴訟代理人に照会することを承諾する旨の書面」を提出期限を定めて申立人に郵送し返送を待っていたが、提出期限経過後も提出が無い。

- 3 平成18年9月1日に株式会社Aは解散し、同日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 11 日から同年 2 月 1 日まで  
社会保険庁の記録によると、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成 10 年 1 月 11 日となっているが、給与明細書で同年 1 月分の保険料が控除されており、かつ、同社の社会保険事務担当者からも同年 1 月は厚生年金保険被保険者期間であると説明を受けたので、当該期間を被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書によると、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、A株式会社が保管している退職者台帳及び社会保険台帳から、申立人が同社を退職した日は平成 10 年 1 月 10 日であることが確認でき、また、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の資格喪失日は同年 1 月 11 日であることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成 10 年 1 月 11 日であり、申立人の主張する同年 1 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、厚生年金保険法第 14 条及び第 19 条の規定により、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から11年2月23日まで  
社会保険庁の記録により、株式会社Aにおける平成9年10月1日から11年2月23日までの期間に係る標準報酬月額が、同年3月8日に実際の報酬額より低い標準報酬月額に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、株式会社Aは平成11年2月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降の同年3月8日付けで、9年10月から10年9月までの申立人に係る標準報酬月額が59万円から9万2,000円に、同年10月から11年1月までの標準報酬月額が50万円から9万2,000円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、株式会社Aの代表取締役であったことが確認できる。

また、B社会保険事務局からの年金記録確認に係る調査の回答によると、同社は平成9年9月から滞納処分票が発行され、申立人の訂正処理がされた11年3月8日現在でも滞納金が完納されていないことが確認できる。

さらに、申立人は社会保険料の滞納があったことを認めており、同僚照会に回答のあった元従業員も給料の遅配を供述している。

加えて、当該事業所において標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されている者は申立人のみであり、申立人が当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正を承知していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 21 日から 34 年 11 月 2 日まで  
② 昭和 36 年 9 月 1 日から同年 9 月 21 日まで  
③ 昭和 39 年 1 月 18 日から 40 年 2 月 20 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認して、脱退手当金が支給されていることを初めて知った。最初に就職した申立期間①及び次に就職した申立期間②の事業所では脱退手当金を請求した覚えは無く、申立期間③の事業所では、昭和 39 年 7 月ころAのため休職してB地の実家に戻って以来、一切出勤しておらず請求手続はしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

3つの申立期間の被保険者台帳記号番号は各々異なる番号で管理されていたが、申立期間③に係る台帳記号番号払出簿の申立人の氏名が旧姓から新姓に変更されるとともに、備考欄に申立期間①の台帳記号番号を示す「C」との記載があり、申立期間②の台帳記号番号とともに申立期間①の番号へ重複取消処理されているのは、申立期間の脱退手当金の請求に併せて処理が行われたためと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 2 月 28 日まで

平成 9 年 11 月ごろ、代表取締役として勤務していた株式会社 A に、B 社会保険事務所の指導があり、標準報酬月額の減額と社会保険からの脱退をさせられたが、当時社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡及減額処理は納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は標準報酬月額の遡及訂正処理日において、株式会社 A の代表取締役であったことが、登記簿謄本や社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録等により認められる。

また、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 9 年 2 月 28 日）後の 9 年 11 月 12 日付けで申立期間を含む 8 年 11 月から 9 年 11 月までの間の標準報酬月額の減額並びに標準報酬月額の随時改訂及び定時決定の取消処理が行われていたことが社会保険事務所の記録により確認できる。

しかし、申立人が、「社会保険事務所で担当者から標準報酬月額の減額の説明を受け、訂正に同意した。」と述べていること、そのほか税理士兼社会保険労務士の「社会保険の脱退と引き換えに未納保険料を免除してもらった旨の連絡が申立人からあった。」との供述や、C 社会保険事務局の調査記録（厚生年金保険特別会計債権消滅不能欠損決議書）などから、申立人が、本件厚生年金保険関係の事務に直接に関与し、申立人の同意により申立期間の遡及訂正が行われたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理並びに標準報酬月額の

随時改訂及び定時決定の取消処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から 12 年 2 月 28 日まで  
社会保険庁からの連絡により、平成 9 年 9 月 1 日から 12 年 2 月 28 日までの期間に係る標準報酬月額が、12 年 2 月 28 日に実際の金額より低い報酬額に訂正されていることが分かったので、訂正前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA株式会社は、社会保険庁の記録から平成 12 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同日に、9 年 9 月から 10 年 2 月までは 59 万円が 14 万 2,000 円に、同年 3 月から 12 年 1 月までは 59 万円が 9 万 2,000 円に、それぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されていることが確認できる。

また、当該処理を行った社会保険事務所では、当時の資料は保存期限の経過により既に廃棄しており、処理が行われた経緯は不明としている上、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正がされた当時の徴収課長に照会しても「記憶にない。」としている。

一方、申立人は、「社会保険料の滞納の件で呼び出された際に自分の報酬を下げた。平成 12 年ごろを下げたのは事実だが、9 年まで遡<sup>そきゅう</sup>及したのは知らない。」としている。

しかし、申立人は滞納額が 270 万円か 370 万円あったとしているところ、申立期間の遡<sup>そきゅう</sup>及前の標準報酬月額に対する保険料から遡<sup>そきゅう</sup>及後の標準報酬月額に対する保険料を引いた差額とおおむね一致することから、申立人の標準報酬月額の減額処理について、代表取締役である申立人が関与していなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、社会保険労務士及び税理士などの専門家の名前について

も「当時大きい計理士事務所に頼んでいたけど当時の担当者はいなくなっているし、当時のことを照会したって迷惑ですよ。」とし、元従業員に対しても「照会しても仕方がない、迷惑をかけるだけだ。」と供述しているために、申立期間当時の事業所状況を把握することができなかった。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から10年11月1日まで  
社会保険庁からの連絡により、平成3年8月から10年10月までの期間に係る標準報酬月額が、10年11月2日に実際の金額より低い額に訂正されていることが分かった。会社を統合しようとした際に作為をもって改ざんされたと考えている。訂正前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた株式会社Aは、社会保険庁の記録から平成10年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、その翌日に、3年8月から同年10月までは41万円が13万4,000円に、同年11月から10年10月までは53万円が9万2,000円に、それぞれ遡及<sup>そきゅう</sup>訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「平成10年11月ごろの経営状態は順調であり、3つの会社（株式会社A、有限会社B及び有限会社C）を経営していた。株式会社Aの適用事業所全喪届については関与しておらず、社会保険事務所に行ったことも記憶に無い。」としている。

一方、当該処理を行った社会保険事務所では、当時の資料は保存期限の経過により既に廃棄<sup>そきゅう</sup>しており、処理が行われた経緯は不明としている。

しかし、社会保険庁の記録では、株式会社Aが適用事業所ではなくなった同日に有限会社Bが適用事業所となり、申立人を含めて4人が被保険者資格を取得しているが、申立人のみ標準報酬月額を当時の最低等級の9万2,000円と届け出ていることが確認できることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人は社会保険事務の担当は従業員D氏であるとし、代表者印

の押印について「私が見て了解した後、彼女が押しました。」としていることから、申立人は、株式会社Aの代表取締役として、上記の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正の届出について知り得る立場にあり、また、知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額に関与しながら当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 3 月 2 日まで

申立期間当時、私が代表取締役を務めていたA株式会社には3か月から4か月分の社会保険料の滞納があり、B社会保険事務所から社会保険の脱退を勧められたので、自分で資格喪失届を書いて提出したが、申立期間の標準報酬月額を26万円から9万8,000円に引き下げられたのは知らなかった。

申立期間における私の厚生年金保険の標準報酬月額は26万円であり、引き下げてはいないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役として勤務したA株式会社は、社会保険庁の記録により、平成 10 年 3 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の標準報酬月額は、同日以降の同年 12 月 2 日に、8 年 12 月から 10 年 2 月までの期間が 26 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

また、C市が保管している申立人の平成8年から10年までの3年分の所得課税証明書に記載の社会保険料控除額は、申立人が主張している標準報酬月額に見合う保険料にほぼ一致する。

しかし、申立事業所の社会保険料の滞納に関して、同事業所とB社会保険事務所との再三の面談、折衝によっても、同事業所の滞納額は完納できなかったことがB社会保険事務所が保管する滞納処分票から確認できる上、平成 10 年 12 月ころ、申立人の標準報酬月額訂正に関して、被保険者報酬月額変更届が同事業所からB社会保険事務所へ提出されたことが確認できる。

また、申立人は、申立人の標準報酬月額の訂正については、社会保険事務所からつい最近通知が来るまで知らなかったと主張しているところ、時期は不明

としているが、B社会保険事務所の職員から将来の年金受給額の月額1,000円程度の減額を示唆され、「何らかの操作があることを想定した。」としており、また、「当該事業所が社会保険の資格喪失届を提出した時点で存在した保険料の滞納額はその後納付することなく過ぎた。」と供述していることから、厚生年金保険について標準報酬月額が記録訂正が行われたという認識はあったと推認され、当該記録訂正に関して、申立期間当時事業主であった申立人の同意があったと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月2日から平成3年3月31日まで

私は、旧Aでの給与48万円(厚生年金保険の標準報酬月額は上限47万円)とほぼ同額との約束でB株式会社へ再就職したが、平成17年11月に、昭和62年4月にさかのぼって、平成元年8月までは47万円から36万円に、3年2月までは38万円に引き下げられているのはおかしい。調べて訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)によると、申立人のB株式会社における厚生年金保険の資格取得日の変更(昭和62年4月1日を同年4月2日に)が、平成17年10月16日の資格喪失日以降の同年11月4日に行われているが、申立人の主張する標準報酬月額の訂正及び取消は行われていない。

また、申立人は、A退職時の給与がB株式会社を引き継がれているはずと主張しているが、当該事業所にはそのような覚書、契約書等を本人と取り交わしたことは無いとの回答であった。

さらに、B株式会社から提供された申立人の給与明細書によると、申立期間の昭和62年4月2日から平成元年9月30日までの標準報酬月額は36万円、同年10月1日から3年3月31日までは38万円であり、事業主はそれに見合った厚生年金保険料を控除したことが確認できる上、社会保険事務所のオンライン記録による標準報酬月額とも一致する。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 6 月 4 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A株式会社（昭和 59 年 7 月 1 日にB株式会社に社名変更）に勤務していた期間のうち、49 年 4 月 1 日から同年 6 月 4 日までの期間が未加入である旨の回答をもらった。

しかし、当該期間については、A株式会社C場から同社のD場に転勤になった時期であり、同一の会社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B株式会社C場から提出された「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「失業保険被保険者転出届受理通知書」により、申立人が昭和 49 年 4 月 1 日にA株式会社C場から同社D場へ転勤し、申立期間は同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当時の転勤先であるA株式会社D場は、業種から厚生年金保険の任意適用事業所に該当し、社会保険事務所長の認可を受けて適用事業所になったのは、申立人が同事業所の被保険者となった日と同日の昭和 49 年 6 月 4 日であり、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について同僚等の供述を得ることができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から33年4月まで  
昭和25年4月から33年4月まで有限会社Aに勤務し、同僚と家具職人として洋服タンスの組立をしていた。同僚に厚生年金保険の被保険者記録があったので、私の記録もあるかどうか調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の同僚及び知人の供述により勤務期間は特定できないものの、申立人が有限会社A及びB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名、申立人に類似する氏名、生年月日の記載は無く、同名簿の健康保険番号の欠番も確認できない上、有限会社A及びB社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた者の当該事業所における被保険者記録を調査したところ、申立期間には記録は無く、申立期間以後に6か月の記録が確認できた。

さらに、申立人は、申立期間について、事業主により厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も所持していない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が抜けていることが判明した。当該期間については、A 株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間においてA株式会社に勤務していたことが、同僚の供述及び申立人が提出した写真から推認できるものの、同社から事業譲渡されたB株式会社は、申立期間当時の賃金台帳等は既に廃棄しており、保管していないとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除の事実を確認することができない。

また、申立期間に係る給与明細書等の資料が無いことから、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

加えて、申立人がA株式会社に勤務したとしている期間については、雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 27 日から 45 年 9 月 20 日まで  
② 昭和 46 年 9 月 1 日から 48 年 1 月 17 日まで

私は、申立期間①はA株式会社で、申立期間②はB株式会社で働き、出産のため退職した。社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間の脱退手当金を受給している記録になっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給していないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する厚生年金保険被保険者証には脱退手当金を支給したことを意味する「脱手、C社会保険事務所」の印が押されているとともに、社会保険庁が保管するB株式会社の申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す表示があるほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月半後の昭和48年5月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 1 日から同年 7 月 15 日まで

A校から非常勤の研修医として昭和 50 年 1 月 1 日から同年 7 月 15 日まで B院 (現在は、C院。) に勤務した。厚生年金保険料は控除されていたはずだ。事務職員はこの間は厚生年金保険の加入期間と言っているが、社会保険庁の記録によると厚生年金保険の加入期間となっていないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B院発行の人事記録を基に作成された在籍証明書により、申立人は昭和 50 年 1 月 1 日から同年 7 月 15 日までB院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、B院が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 52 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない上、B院によると、適用事業所となる同年 10 月 1 日前から勤務していた非常勤の職員は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除していないとしている。

さらに、B院が適用事業所となった当時の、社会保険庁の被保険者原簿を調査したところ、健康保険番号\*番から\*番までが昭和 52 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることから、それ以前に申立人が厚生年金保険に加入したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 12 月 1 日から 9 年 6 月 1 日まで  
② 平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 9 月 30 日まで

A 社会保険事務所から、有限会社 B における申立期間①及び②の標準報酬月額が資格喪失後の平成 10 年 12 月 3 日及び同年 12 月 15 日にさかのぼって 9 万 2,000 円に下げられていることを知らされた。

代表取締役であった有限会社 B を、業績が悪化したことから平成 10 年 9 月 30 日に清算し、その後の手続及び処理について C 市の弁護士(氏名は、不明)に依頼しており、標準報酬月額の訂正について指示や報告を受けたことも無く、社会保険事務所に相談したことも無いことから納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた有限会社 B は、社会保険庁の記録から平成 10 年 11 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は同年 12 月 3 日に 7 年 12 月から 9 年 5 月までは 44 万円が 9 万 2,000 円に、10 年 12 月 15 日に 9 年 9 月から 10 年 8 月までは 36 万円が 9 万 2,000 円に、それぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、このような遡<sup>そきゅう</sup>及訂正の手続は行っておらず、承知していないとしている。

しかしながら、申立人は、清算業務を依頼した弁護士に(破産管財人ではない)代表者印を預けたことを認めているが、当該事実を確認することはできない上、有限会社 B の代表取締役として上記の自己の標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正の届出について、知り得る立場にあり、また、知らなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会

社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 6 年 8 月 16 日まで

A 社会保険事務所から、株式会社 B における申立期間の標準報酬月額が資格喪失後の平成 6 年 8 月 30 日にさかのぼって 11 万円に下げられていることを知らされた。

代表取締役であった株式会社 B は、平成 6 年 8 月 16 日に不渡り手形を出して倒産した。

倒産後は、厚生年金保険の手続を含めて処理を弁護士(氏名は、不明)にすべて任せており、標準報酬月額の訂正について指示や報告を受けたことも無く、社会保険事務所に相談したことも無いことから納得できないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた株式会社 B は、社会保険庁の記録から平成 6 年 8 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は同日以後の同年 8 月 30 日に、5 年 7 月から 6 年 7 月までが 53 万円から 11 万円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、このような<sup>そきゅう</sup>遡及訂正の手続は行っておらず、承知していないとしている。

しかしながら、申立人は、倒産後の処理を依頼した弁護士(破産管財人ではない)に代表者印を預けたことを認めているところ、当該事実を確認することができない上、株式会社 B の代表取締役として上記の自己の標準報酬月額の<sup>そきゅう</sup>遡及訂正の届出について、知り得る立場にあり、また、知らなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、会

社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 9 月 1 日まで

平成 3 年 2 月 25 日に A 株式会社を設立し、現在も同社で代表取締役として業務を営んでいる。4 年 5 月から 7 年 10 月までの約 3 年間は 50 万円の標準報酬月額であったにもかかわらず、7 年 11 月 1 日から 8 年 9 月 1 日までの標準報酬月額が 9 万 2,000 円に下がっていることを、社会保険事務所の職員が自宅にやってきたときに初めて知った。心当たりがないことなので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人が代表取締役を務めている A 株式会社は、平成 8 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日以降である同年 9 月 2 日付けで 7 年 11 月から 8 年 8 月までの申立人に係る標準報酬月額が 50 万円から 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る申立人の標準報酬月額が 9 万 2,000 円であることを自宅に社会保険事務所の職員が来るまで知らなかったとしているものの、B 社会保険事務所で保管する平成 8 年度滞納処分票及び厚生保険特別会計不納欠損決議書から、同社の社会保険料の滞納が確認でき、保険料の滞納記録と共に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる直前の記録として、8 年 8 月 27 日付けでは、申立人が同社会保険事務所に来所したこと、「社会保険から脱退できないか。」「全喪してもかまわない。」等が記載されており、同年 8 月 30 日付けで「今月いっぱい休業の申立あり。」「全喪を受理する。」等が記載されている。

さらに、申立人は同社に係る書類関係の手続をすべて自ら行っていたと供述していること、申立人の標準報酬月額の減額訂正について、申立人が関与していなかったことをうかがわせる供述や資料の提供は無かったこと等から判断

して、申立期間の保険料納付義務に責任を負うべき同社の代表取締役であった申立人が、標準報酬月額の特減訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、A株式会社の社会保険料滞納分の負担軽減のため、同社を厚生年金保険の適用事業所から除外することを自ら申し出ているにもかかわらず、申立期間における減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 4 月 1 日まで

A株式会社の子会社であるB株式会社を昭和 61 年 6 月末日で退職し、同年 8 月 1 日から同じくA株式会社の子会社で設立間もないC株式会社に嘱託として 63 年 9 月末日まで勤務していた。

しかし、ねんきん特別便では昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月までの厚生年金保険の加入記録が抜けている。給与からは、当該期間の厚生年金保険料が控除されていたので被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持していた雇用契約書により、申立人は申立期間においてC株式会社に嘱託として勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所の記録では、同社は、昭和 62 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 8 月分、同年 12 月分及び 62 年 1 月分の給与明細書並びに同社に勤務していた期間の給与明細を記録したノート所持しており、これらから、61 年 8 月分から同年 12 月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

また、給与明細書の内容を記録したノートには、昭和 62 年 1 月分から同年 4 月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが記録されているが、同年 5 月分の給与からは、同年 4 月の厚生年金保険料として、本来の被保険者負担分である 5,704 円の半額である 2,852 円という誤った額が控除されている。

しかし、昭和 62 年の源泉徴収票に記載されている社会保険料の控除額は、本

来の保険料額である 5,704 円で計算された金額と一致していることから、時期は不明だが、控除された厚生年金保険料の調整が行われたと考えるのが自然である。

さらに、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 4 月 1 日時点での被保険者は、申立人を含め 3 人が確認できるが、これは同日において法人事業所の厚生年金保険適用要件が、5 人以上から 3 人以上に緩和されたための適用と認められ、同年 3 月 31 日以前は、厚生年金保険被保険者数 5 人以上が適用要件となっていたため、同社は、申立期間は、適用要件を満たしていなかったと推認される。

加えて、複数の元役員の供述では、申立期間中は同社での新規採用はしておらず、親会社である A 株式会社からの出向者だけだったとしており、申立人と同様に出向者以外の従業員がいたかどうかは、同社がすでに解散しており、同社の親会社であった A 株式会社においても、グループ再編により現在は D 株式会社に組織変更しているため、既に資料が存在せず確認することができなかった。

このほかに、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の一部において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められるものの、申立期間は厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。